

# IX 健康福祉

1. 援 護	.....	185
2. 児 童 福 祉	.....	189
3. 高 齢 者 福 祉	.....	199
4. 障がい者(児)福祉	.....	213
5. 国 民 年 金	.....	220
6. そ の 他 の 福 祉	.....	221
7. 健 康 福 祉 施 設	.....	226
8. 医 療 機 関	.....	228
9. 国民健康保険事業	.....	230



# 1 援護

## (1) 生活保護

### ①扶助別年度推移（年度実績：延べ人数）

年度	区分	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	介護扶助	医療扶助	出産扶助	生業扶助	葬祭扶助	就労自立給付金	施設事務費	実世帯人	保護率%	総額
H23	世帯数	11,821	10,122	446	3,136	13,083	1	218	19		423	1,229	25.70	
	人員	15,470	13,059	638	3,224	16,140	1	259	19		435	1,571	11.94	
	支給額(千円)	664,749	230,533	7,121	65,023	1,424,909	201	3,574	3,694		76,978			2,476,782
H24	世帯数	13,212	11,226	623	3,403	13,268	3	286	18		416	1,325	27.49	
	人員	17,398	14,659	807	3,510	15,841	3	332	18		416	1,709	13.08	
	支給額(千円)	735,835	257,876	9,203	60,086	1,389,811	1,535	5,615	3,688		77,872			2,541,525
H25	世帯数	13,506	11,583	653	3,696	13,911	5	267	25		404	1,340	27.55	
	人員	17,709	14,908	830	3,791	16,640	5	325	25		404	1,719	13.26	
	支給額(千円)	734,348	268,050	9,388	62,550	1,458,839	1,416	4,913	4,794		74,919			2,619,217
H26	世帯数	14,065	12,005	574	3,912	14,343	1	360	25	6	425	1,380	28.19	
	人員	18,228	15,324	766	4,028	17,047	1	431	25	6	425	1,764	13.71	
	支給額(千円)	769,362	279,660	9,486	70,392	1,496,237	1,170	6,942	4,070	306	84,165			2,721,790
H27	世帯数	14,392	12,459	491	4,040	14,895	2	391	23	5	449	1,408	28.83	
	人員	18,346	15,695	732	4,206	17,533	2	433	23	5	449	1,791	14.03	
	支給額(千円)	773,461	300,950	9,026	76,920	1,569,550	1,056	7,459	5,376	433	90,655			2,834,886

### ②保護世帯類型別推移

(停止中のものを除く)

年度	単身世帯			2人以上の世帯				計
	高齢者	傷病・障害	その他	高齢者	母子	傷病・障害	その他	
H23	557	271	150	56	38	54	97	1,223
H24	610	260	183	75	44	54	96	1,322
H25	627	240	188	80	44	44	104	1,327
H26	643	234	218	84	42	50	104	1,375
H27	720	232	185	78	42	42	111	1,410

### ③保護申請件数及び処理推移

年度	申請受理件数		処理件数		未処理
	前年度からの継続	年度内受理	開始	取下・却下	
H23	17	294	233	66	12
H24	12	289	238	55	8
H25	8	215	162	54	7
H26	7	246	189	54	10
H27	10	256	211	47	9

④保護の開始廃止原因別推移

ア 年度別開始理由別状況

区分 年度	世帯主の 傷病	世帯員の 傷病	勤労収入の 減少	働いていた者の 死別・別離・不 在	年金仕送り等の 減少・喪失	その他	計
H23	80	3	42	5	68	35	233
H24	76	3	51	8	56	44	238
H25	70	3	26	0	42	21	162
H26	83	2	24	2	49	29	189
H27	89	2	38	5	55	22	211

イ 年度別廃止理由別状況

区分 年度	世帯主の 傷病治癒	世帯員の 傷病治癒	死 亡 失そう	勤労収入の 増加取得	年金仕送り 等の増加	施設入所	医療費の他 法負担	その他	計
H23	0	1	62	6	12	4	4	39	128
H24	0	0	55	21	10	8	2	47	143
H25	0	0	53	17	8	14	1	48	141
H26	0	0	75	22	14	3	1	43	158
H27	0	0	57	25	10	5	1	67	165

出典：被保護者調査

(2) 就学困難な児童生徒への扶助

①学用品費等（学用品費、校外活動費、新入学用品、通学費、体育実技用具費）

年度	H23		H24		H25		H26		H27	
	延べ人員	金額（円）								
小学校	968	16,067,335	1,042	15,198,086	950	15,473,139	971	16,380,631	1,319	17,460,946
中学校	581	18,609,719	629	18,940,816	602	19,503,574	599	19,826,937	954	19,703,424
合 計	1,549	34,677,054	1,671	34,138,902	1,552	34,976,713	1,570	36,207,568	2,273	37,164,370

②修学旅行費

年度	H23		H24		H25		H26		H27	
	延べ人員	金額（円）								
小学校	606	4,056,059	579	3,818,847	609	3,942,650	566	3,939,661	575	4,875,398
中学校	172	10,040,787	147	11,363,050	211	12,311,233	208	12,469,155	196	12,081,456
合 計	778	14,096,846	726	15,181,897	820	16,253,883	774	16,408,816	771	16,956,854

③医療費

年度	H24		H25		H26		H27	
	延べ人員	金額（円）	延べ人員	金額（円）	延べ人員	金額（円）	延べ人員	金額（円）
小学校	385	2,636,307	470	2,593,687	331	2,620,702	285	2,257,940
中学校	169	1,459,352	203	1,235,098	139	1,358,807	131	1,663,878
合 計	554	4,095,659	673	3,828,785	470	3,979,509	416	3,921,818

④給食費

年度	H24		H25		H26		H27	
	延べ人員	金額（円）	延べ人員	金額（円）	延べ人員	金額（円）	延べ人員	金額（円）
小学校	1,042	31,604,999	950	37,597,411	971	41,519,218	1,026	44,028,253
中学校	610	21,476,832	588	27,040,864	586	29,051,194	576	28,375,119
合 計	1,652	53,081,831	1,538	64,638,275	1,557	70,570,412	1,602	72,403,372

### (3) 災害援助

#### ①災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付

目的	国の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付を行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資する。
対象災害	暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他異常な自然現象により生じた被害。
施行年月日	平成 17 年 8 月 1 日

##### ア 災害弔慰金

支給対象 市民が、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第1条に規定する災害により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。

##### 遺族の範囲及びその順序

- a 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。
- b aの場合において、同順位の遺族については、配偶者、子、父母、孫、祖父母の順序とする。

##### 支給額（死亡者 1 人当たり）

- ・死亡者が弔慰金を受ける遺族の生計を主として維持していた場合 500 万円
  - ・その他の場合 250 万円
- ※ただし、災害障害見舞金の支給を受けている場合は、その額を控除する。

##### イ 災害障害見舞金

支給対象 市民が、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第1条に規定する災害により負傷し又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、その市民に対し、災害障害見舞金を支給する。

- |       |                          |        |
|-------|--------------------------|--------|
| 支 給 額 | ・当該市民が世帯の生計を主として維持していた場合 | 250 万円 |
|       | ・その他の場合                  | 125 万円 |

##### ウ 災害援護資金の貸付

貸付対象 災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第3条に掲げる災害により、災害弔慰金の支給等に関する法律第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため貸付を行う（所得制限あり）。

##### 貸付金の限度額（1 災害における 1 世帯当たり）

- a 療養に要する期間がおおむね 1 月以上である世帯主の負傷があり、かつ、次のいずれかに該当する場合
  - ・家財の損害（約 3 分の 1 以上の損害）及び住居の損害がない場合 150 万円
  - ・家財の損害（約 3 分の 1 以上の損害）があり、かつ、住居の損害がない場合 250 万円

	・住居が半壊した場合	270 万円
	・住居が全壊した場合	350 万円
b	世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合	
	・家財の損害（約 3 分の 1 以上の損害）があり、かつ、住居の損害がない場合	150 万円
	・住居が半壊した場合	170 万円
	・住居が全壊した場合（次の項目に該当する場合を除く）	
	・住居の全体が滅失し、又は流出した場合	250 万円
		350 万円
償還期間	10 年とし、据置期間はうち 3 年	
利 率	据置期間中は無利子とし、その経過後は延滞の場合を除き年 3%	
	(ただし、「八代市災害援護資金貸付金の利子補給補助金交付実施要綱」に基づく利子補給の制度あり。)	

## ②火災等の弔慰金・見舞金

支給対象 市民が、災害（暴風、豪雨等の自然災害又は火災等）により死亡したときに、遺族に対し弔慰金を支給する。また、災害により負傷又は住家が被害を受けたときに見舞金を支給する。ただし、災害救助法及び被災者生活再建支援法の適用を受ける災害による被害のとき、又は八代市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づく弔慰金等の支給を受けたときは支給しない。

施行年月日 平成 17 年 8 月 1 日

### 弔慰金・見舞金の金額

被害の区分（程度）		金額
死亡・行方不明	1 人	100,000 円
	同一世帯内で 2 人以上	200,000 円
重傷	1 人	30,000 円
	同一世帯内で 2 人以上	50,000 円
全壊、全焼、流出	1 世帯につき	100,000 円
半壊、半焼	1 世帯につき	50,000 円
床上浸水	1 世帯につき	10,000 円以内

## 2 妃童福祉

### (1) 設置状況

(平成28年4月1日現在)

区分 公私 分立	名称	所在地	認可 年月日	定員	児童数			建築面積 m <sup>2</sup>	施設の建設
					3歳 未満児	3歳児	4歳 以上児		
市	太田郷ひびき保育園	日置町308	S29.3.31	60	26	14	23	63	697.81 H.8.3.4(改築)
	高田あけぼの保育園	本野町522	S31.9.1	60	17	10	15	42	808.10 H.13.3.31(新築)
	宮地さくら保育園	宮地町33	S29.4.1	45	12	7	20	39	712.54 S.55.3.31(改築)
	金剛みどり保育園	高植木町1609-2	S28.1.22	60	20	9	15	44	602.97 H.10.3.27(〃)
	郡築しおかぜ保育園	郡築6番町81-3	S34.4.1	70	19	12	22	53	658.21 S.63.3.31(〃)
	白島ぎんが保育園	郡築2番町110-3	S35.11.1	45	14	7	19	40	460.03 S.51.2.24(〃)
	千丁みどり保育園	千丁町新牟田1357-3	H14.4.1	120	45	26	45	116	1,403.22 H.14.3.25(〃)
	鏡保育園	鏡町鏡村190-4	S26.6.30	120	40	20	50	110	969.16 H.6.11(新築)
立	鏡第2保育園	鏡町芝口1-3	S27.12.20	45	13	10	16	39	437.23 S.53.12(〃)
	河俣保育園	東陽町河俣2620	S32.4.1	25	4	1	6	11	289.23 H.8.3(〃)
	下岳保育園	泉町下岳1687	S54.4.1	45	9	5	9	23	300.00 S.54.4(〃)
	小計	11園		695	219	121	240	580	
	白鷺保育園	本町2丁目3-46	S25.10.1	90	34	15	33	82	499.96 H.5.11.30(改築)
	昭和保育園	昭和明徳町834-7	S35.5.10	60	23	12	19	54	569.50 S.60.2.15(〃)
八千	八千把保育園	上野町1268-2	S36.3.31	90	35	19	52	106	667.94 H.13.3.3(〃)
	くねん保育園	上片町1549-1	S37.3.31	90	44	17	41	102	732.76 H.16.3.31(増築)
	みずほ保育園	日奈久大坪町3680-1	S37.11.1	60	21	10	38	69	605.32 H.25.6.23(改築)
二見	二見中央保育園	二見下大野町131	S38.4.1	50	13	6	22	41	582.51 H.22.11.21(大規模修繕)
高田	高田東部保育園	豊原上町2920-2-4	S39.4.1	130	50	31	54	135	725.03 H.5.3.20(新築)
夕	夕葉保育園	若草町3-5	S42.5.1	70	39	15	24	78	667.34 H.16.2.1(改築)
	いすみ保育園	植柳元町5940	S43.5.1	90	36	18	34	88	352.76 H.20.3.27(〃)
	ゆかり乳児保育園	八幡町1-51-2	S44.5.1	70	32	14	32	78	553.00 H.18.9.30(〃)
	からたち保育園	萩原町1丁目7-36	S44.10.1	40	17	5	19	41	701.22 H.14.3.15(〃)
立	八代ひかり保育園	新地町1-18	S45.3.31	240	100	44	97	241	1,266.44 H.8.4.1(〃)
	やすらぎ保育園	古城町2264-3	S45.3.31	60	27	10	25	62	542.01 H.16.3.25(〃)
	キュービー保育園	迎町2丁目13-7	S46.2.22	50	22	7	18	47	651.14 H.13.12.25(〃)
	ひので保育園	三江湖町1427	S46.4.1	150	69	24	71	164	846.20 H.15.3(増築)

区公 私 分立	名 称	所 在 地	認 可 年月日	定員	児 童 数			建築面積	施設の建設
					3 歳児 未満児	3歳児	4 歳 以上児	計	
た か ら 保育園	清水町74-6	S46. 4. 1	100	46	19	40	105	828. 91	H15. 3. 14 (改築)
杉 の 実保育園	井場町2274	S46. 4. 1	100	47	17	43	107	585. 70	H27. 3. 13 (〃)
和 和 晃保育園	千丁町古閑出2211-3	S47. 3. 31	60	28	12	19	59	382. 25	H12. 4. 5 (〃)
つ る ま る 保育園	横手町1648	S47. 4. 19	140	63	27	58	148	1, 133. 15	H10. 4. 1 (〃)
し ら ん ぬ い 保育園	高小原町1507-1	S47. 5. 1	120	54	22	48	124	785. 20	H16. 4. 1 (増築)
八 代 白 梅保育園	千反町1丁目3-3	S48. 5. 1	60	31	8	29	68	567. 34	H15. 2. 28 (改築)
八 代 双 葉保育園	松崎町453-4	S48. 7. 1	90	44	19	35	98	453. 57	H 8. 3. 31 (大規模修繕)
八 代 つ く し 保育園	高下西町2283	S49. 4. 1	130	62	28	47	137	873. 80	H12. 3. 24 (改築)
八代ひまわり保育園	井上町330	S49. 4. 1	90	40	19	38	97	605. 29	H 8. 4. 1 (〃)
天 真 保育園	日奈久上西町372-4	S49. 6. 1	40	17	11	20	48	313. 00	S49. 6. 1 (新築)
わ か み や 保育園	古閑中町1356	S50. 4. 1	90	47	21	33	101	578. 28	H15. 3 (改築)
ハ ン ピ 保育園	西宮町1452	S50. 4. 1	70	30	12	26	68	538. 74	H12. 3 (〃)
光 菓 保育園	二見本町982	S51. 4. 1	50	22	5	16	43	404. 84	H11. 3. 10 (〃)
海 土 江 保育園	海士江町3428	S52. 4. 2	140	64	16	58	138	522. 90	H11. 9. 1 (〃)
ハ 一 ル 保育園	築添町1625-1	S54. 4. 1	80	41	13	35	89	383. 74	S54. 4. 1 (新築)
わ ら び 保育園	田中西町14-10	S54. 4. 1	130	69	26	53	148	761. 33	H24. 5 (新築)
揚 町 保育園	揚町35-2	S54. 4. 1	80	38	16	30	84	494. 61	S54. 6. 1 (新築)
ひ か り 夜 間 保育園	新地町1-27-4	H14. 3. 22	20	10	2	6	18	293. 26	H14. 4. 1 (〃)
若 葉 保育園	鏡町下有佐252	S26. 6. 1	70	28	14	34	76	426. 91	S47. 3. 11 (〃)
太 阳 保育園	東陽町南3100-1	S28. 5. 1	50	19	3	20	42	397. 21	H28. 3. 15 (改築)
真 愛 保育園	坂本町百瀬来上2718-1	S34. 11. 1	20	2	3	4	9	360. 00	H27. 2. 28 (大規模修繕)
あ け ほ の 保育園	千丁町新牟田141-1	S43. 4. 1	100	44	18	43	105	405. 00	H22. 3. 24 (増築)
文 政 保育園	鏡町両出65-2	S43. 4. 1	115	58	21	49	128	673. 21	H 3. 5. 25 (新築)
川 岳 保育園	坂本町川嶺2371-2	S43. 5. 1	60	12	13	30	55	566. 84	S57. 4. 30 (〃)
あ さ ひ 保育園	坂本町鶴食2207-2	S48. 12. 26	50	24	11	25	60	302. 12	S51. 6 (改築)
わ か あ ゆ 保育園	坂本町西部3243-10	S55. 2. 20	50	22	13	19	54	274. 00	S55. 4. 1 (新築)
鏡 し ら ん ぬ い 保育園	鏡町野崎542	S58. 3. 5	55	25	15	21	61	374. 00	H22. 9. 30 (大規模修繕)
有 佐 保育園	鏡町中島1344	H17. 4. 1	80	28	17	25	70	404. 25	S61. 3. 31 (新築)
文 政 第 二 保育園	鏡町貝洲826-1	H17. 4. 1	55	18	12	29	59	499. 69	H 2. 2. 26 (〃)
北 新 地 海 音 保育園	鏡町北新地709-3	S52. 5. 1	60	15	12	21	48	469. 53	S60. 3 (〃)
小 計	45園	3, 695	1, 610	692	1, 533	3, 835			
合 計	56園	4, 390	1, 829	813	1, 773	4, 415			

## ②認定こども園

(平成28年4月1日現在)

区分	名 称	所 在 地	認 可 年月 日	定員	児 童 数				建築面積	運営形態
					3 歳	3歳児	4 歳	計		
私立	聖愛幼稚園	袋町5-1	H26. 4. 1	55	人	12	7	22	m <sup>2</sup>	471.29 幼稚園型認定こども園

## ③地域型保育施設

(平成28年4月1日現在)

区分	名 称	所 在 地	認 可 年月 日	定員	児 童 数				建築面積	運営形態
					0歳児	1歳児	2歳児	計		
私立	ありんこ園	妙見町2377-3	H27. 3. 31	8	人	0	2	1	m <sup>2</sup>	132.00 小規模保育事業A型
	リス託児所	郡築八番町45	H27. 3. 31	18	0	10	7	17	58.55	"
	プチとまと	郡築一番町179	H27. 3. 31	8	1	2	2	5	810.00	事業所内保育事業

## (2) 保育料

①平成 28 年度八代市保育所利用者負担額（保育料）表（小規模保育施設含む）（単位：円）

階層区分	定 義	3 歳未満児(月額)		3 歳以上児(月額)	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間
第 1	生活保護法による被保護世帯等	0	0	0	0
非課税民世税帶	第 2-1 市民税非課税世帯(母子・父子・障害者等の世帯)	0	0	0	0
	第 2-2 市民税非課税世帯(第 1 階層及び第 2-1 階層を除く)	6,000	6,000	4,000	4,000
市民税課税世帶	第 3-1 市民税均等割のみ課税世帯	12,000	11,800	10,000	9,800
	第 3-2 48,600 円未満	13,000	12,800	11,000	10,800
	第 4-1 48,600 円以上 72,800 円未満	19,000	18,700	17,000	16,700
	第 4-2 72,800 円以上 97,000 円未満	22,000	21,600	20,000	19,700
	第 5-1 97,000 円以上 133,000 円未満	28,000	27,500	25,000	24,600
	第 5-2 133,000 円以上 169,000 円未満	31,000	30,500	27,500	27,000
	第 6-1 169,000 円以上 235,000 円未満	35,000	34,400	30,000	29,500
	第 6-2 235,000 円以上 301,000 円未満	36,000	35,400	30,000	29,500
	第 7-1 301,000 円以上 349,000 円未満	38,000	37,400	32,000	31,500
	第 7-2 349,000 円以上 397,000 円未満	40,000	39,300	32,000	31,500
第 8	397,000 円以上	43,000	42,300	34,000	33,400

## ②利用者負担額の軽減措置

ア 国の徴収金基準額より軽減をして、利用者負担額を設定している。

イ 同一世帯から 2 人以上の児童が同時に保育所に入所している場合、または同一世帯から兄姉が幼稚園や認定こども園等に入園している場合の保育料の軽減

①最も年齢の高い児童	軽減なし
②2 番目に年齢の高い児童	半額
①及び②以外の児童	無料

ウ 生計を同一にする 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの子どもが 3 人以上で、かつ、第 3 子以降は無料になる。

- エ 階層区分は、4～8月までは入所児童と同居している父母及び家計の主宰者の平成27年度市民税額、9～3月は平成28年度市民税額に応じて階層を決定する。  
 なお、年度途中において世帯構成や課税内容に変更があった場合は、届出が必要。世帯構成の変更については、その事実が分かった日の属する月の翌月から変更することがある。
- オ 年齢区分（3歳未満、3歳以上）は、4月1日現在の満年齢で決定する。
- カ 平成28年度から収入約360万円未満のひとり親等世帯・多子世帯については、保育料の減額措置が講じられる。
- ・ひとり親等世帯 第一子：半額、第二子：無料
  - ・多子世帯 第一子：全額、第二子：半額、第三子：無料
- ※年収360万円未満  
 二人親世帯：市町村民税所得割合算額が57,700円未満  
 ひとり親等世帯：市町村民税所得割合算額が77,101円未満

### ③平成28年度 認定こども園（幼稚園認定）の利用者負担額（保育料）表

階層区分	定義	利用者負担額（月額）
第1	生活保護法による被保護世帯等	0円
第2-1	市町村民税非課税世帯又は市町村民税均等割のみ課税世帯（母子・父子・障がい者世帯等の世帯）	0円
第2-2	市町村民税非課税世帯又は市町村民税均等割のみ課税世帯（第1階層及び第2-1階層を除く。）	0円
市民税所得割世帯	第3 77,100円以下	4,900円
	第4 77,101円以上 211,200円以下	9,300円
	第5 211,201円以上	14,500円

#### ④利用者負担額の軽減措置

- ア 国の徴収金基準額より軽減をして、利用者負担額を設定している。
- イ 第3階層から第5階層までの世帯で、同一世帯に満3歳から小学校3年生までの範囲にある子どもが複数人いる場合の利用者負担額の軽減。

2番目に年齢の高い児童	半額軽減
3番目以降	無料

- ウ 階層区分は、4～8月までは入所児童と同居している父母及び家計の主宰者の平成26年度市民税額、9～3月は平成27年度市民税額に応じて階層を決定する。  
 なお、年度途中において世帯構成や課税内容に変更があった場合は、届出が必要。世帯構成の変更については、その事実が分かった日の属する月の翌月から変更ことがある。
- エ 年齢区分（3歳未満、3歳以上）は、4月1日現在の満年齢で決定する。
- オ 上記利用者負担額（保育料）に給食費は含まれていない。
- カ 平成28年度から収入約360万円未満のひとり親等世帯・多子世帯については、保育料の減額措置が講じられる。
- ・ひとり親等世帯 第一子：半額、第二子：無料
  - ・多子世帯 第一子：全額、第二子：半額、第三子：無料
- ※年収360万円未満  
 二人親世帯：市町村民税所得割合算額が57,700円未満  
 ひとり親等世帯：市町村民税所得割合算額が77,101円未満

### （3）こども医療費の助成

- |       |   |
|-------|---|
| 目的    | 本市に居住する子どもの健康の保持と増進を図ることを目的とする。               |
| 事業内容  | 子どもの医療費の全部または一部を助成する。                         |
| 施行年月日 | 平成17年8月1日（平成28年4月1日一部改正）                      |
| 対象者   | 本市に居住し住民登録をしている者で満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 |

助成額	※平成 28 年 4 月診療分より、15 歳（中学校 3 年生）まで対象年齢を拡大。
支払時期	医療費（通院及び入院に要した費用）の一部負担金の額（附加給付等がある場合はそれを控除した額）。ただし、入院時食事療養費に係る負担額は除く。 ①医療機関受診時に申請書を医療機関窓口に提出した場合 受診月の翌々月の 25 日 ②市役所本庁及び支所担当窓口に提出した場合 18 日までの提出分 翌月の 25 日 19 日以後の提出分 翌々月の 25 日
申請期限	保険診療を受けた月の翌月から起算して、1 年以内
事業費	平成 28 年度 420,745 千円
財源内訳	県 48,453 千円 市 372,292 千円
H27 年度実績	※県補助の対象は、4 歳未満の乳幼児及び多子世帯（18 歳未満の児童が 3 人以上いる世帯）において年齢が満 4 歳から満 6 歳到達後最初の 3 月 31 日までの間にある者に要した医療費の一部負担金の額 延べ 186,644 件 342,655 千円

#### （4）養育医療の給付

目的	身体の発育が未熟な状態で生まれた乳児（未熟児）に対し、生後速やかに適切な処置を講ずるために必要な医療を給付する。
施行年月日	平成 25 年 4 月 1 日（県からの権限委譲で実施）
対象者	出生時体重が 2,000 g 以下、または身体の発育が未熟なまま出生した 1 歳未満の乳児
事業内容	指定医療機関における保険診療による入院医療費の自己負担分を助成する。
支給額	入院に要した医療費の一部負担金を控除した額
一部負担金	世帯の所得に応じて費用の一部負担があるが、その分はこども医療費助成の助成対象となる。
事業費	平成 28 年度 12,793 千円
財源内訳	国（1/2） 県（1/4） 市（1/4）
H27 年度実績	延べ 79 件 7,518 千円

#### （5）ひとり親家庭等医療費の助成

目的	本市に居住するひとり親家庭等の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的とする。
事業内容	ひとり親家庭等の医療費の一部を助成する。
施行年月日	平成 17 年 8 月 1 日（平成 25 年 9 月 18 日一部改正）
対象者	母子家庭の母及びその者が扶養している児童 父子家庭の父及びその者が扶養している児童 父母のない児童
助成額	※対象となる児童とは、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者をいう。 ※母子家庭の母又は父子家庭の父とは、20 歳未満の児童を扶養している者をいう。
支払時期	医療費（通院及び入院に要した費用）の一部負担金の額（附加給付等がある場合はそれを控除した額）の 3 分の 2 を助成する。ただし、入院時食事療養費に係る負担額は除く。 ①医療機関受診時に申請書を医療機関窓口に提出した場合 受診月の翌々月の 20 日 ②市役所本庁及び支所担当窓口に提出した場合 18 日までの提出分 翌月の 20 日 19 日以後の提出分 翌々月の 20 日
申請期限	保険診療を受けた月の翌月から起算して、1 年以内
事業費	平成 28 年度 29,948 千円
財源内訳	県（1/2） 市（1/2）
H27 年度実績	延べ 16,910 件 31,820 千円

## (6) 児童手当

目的	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。													
事業内容	児童を監護及び養育する保護者に対し、手当を支給する。													
施行年月日	平成 24 年 4 月 1 日													
対象者	0 歳から中学校修了前 (15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間) の児童を養育している者													
支給額 (月額)	<table border="0"> <tr> <td>0~3 歳児未満</td><td>15,000 円</td></tr> <tr> <td>3 歳以上~小学校修了前 (第 1 子・第 2 子)</td><td>10,000 円</td></tr> <tr> <td>　　〃 (第 3 子以降)</td><td>15,000 円</td></tr> <tr> <td>中学生</td><td>10,000 円</td></tr> <tr> <td>特例給付 (受給者が所得制限限度額超過) ※平成 24 年 6 月分から</td><td></td></tr> <tr> <td>0 歳~中学生</td><td>5,000 円</td></tr> </table>		0~3 歳児未満	15,000 円	3 歳以上~小学校修了前 (第 1 子・第 2 子)	10,000 円	〃 (第 3 子以降)	15,000 円	中学生	10,000 円	特例給付 (受給者が所得制限限度額超過) ※平成 24 年 6 月分から		0 歳~中学生	5,000 円
0~3 歳児未満	15,000 円													
3 歳以上~小学校修了前 (第 1 子・第 2 子)	10,000 円													
〃 (第 3 子以降)	15,000 円													
中学生	10,000 円													
特例給付 (受給者が所得制限限度額超過) ※平成 24 年 6 月分から														
0 歳~中学生	5,000 円													
支払時期	6 月、10 月、2 月に、それぞれの前月分までを支給する。													
事業費	平成 28 年度 2,029,260 千円													
財源内訳	国 1,417,148 千円 県 306,366 千円 市 306,057 千円													
H27 年度実績	延べ 182,180 件 2,049,100 千円													

## (7) 児童扶養手当

目的	父母の離婚などにより父親または母親と生計を同じくしていない児童を養育しているひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童福祉の増進を図る。	
事業内容	子どもを監護及び養育するひとり親家庭の父母等に対し、手当を支給する。	
対象者	<p>次の条件にあてはまる 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある児童又は 20 歳未満で、政令で定める程度の障がいの状態にある者を監護している母、または監護し生計を同じくする父、並びに父母にかわってその児童を養育している者 (いずれの場合も国籍は問わない)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①父母が離婚した後、父または母と生計を同じくしていない児童</li> <li>②父または母が死亡した児童</li> <li>③父または母が重度の障がい (国民年金の障害等級 1 級程度) にある児童</li> <li>④父または母の生死が 1 年以上明らかでない児童</li> <li>⑤父または母から引き続き 1 年以上遺棄されている児童</li> <li>⑥父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた子ども</li> <li>⑦父または母が法令により引き続き 1 年以上拘禁されている児童</li> <li>⑧母が婚姻によらないで懐胎した児童</li> <li>⑨母が児童を懐胎したときの事情が不明である児童</li> </ul>	
支給額	(平成 28 年 8 月分から)	

区分	全部支給	一部支給
児童 1 人	月額 42,330 円	月額 42,320 円~9,990 円
〃 2 人	10,000 円加算	9,990 円~5,000 円加算
〃 3 人目以降	6,000 円加算	5,990 円~3,000 円加算

支給制限 手当を受ける者及び扶養義務者または配偶者の前年の所得が下記表の扶養親族等の数による所得制限限度額以上ある場合は、その年度 (8 月分から翌年 7 月分まで) は、手当の全部又は一部が支給停止される。

### 児童扶養手当所得制限限度額表

扶養親族等 の数	受給者本人		配偶者 扶養義務者
	全 部	一 部	
0 人	190,000 円	1,920,000 円	2,360,000 円
1 人	570,000 円	2,300,000 円	2,740,000 円
2 人	950,000 円	2,680,000 円	3,120,000 円
3 人	1,330,000 円	3,060,000 円	3,500,000 円
4 人	1,710,000 円	3,440,000 円	3,880,000 円
5 人	2,090,000 円	3,820,000 円	4,260,000 円

支 払 時 期 4月、8月、12月に、それぞれの前月分までを支給する。

事 業 費 平成 28 年度 756,545 千円

財 源 内 訳 国 (1/3) 市 (2/3)

H27 年度実績 受給者 1,567 人 761,601 千円

### (8) 母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業

目 的 母子家庭の母又は父子家庭の父の就職に有利となり、かつ生活の安定につながる資格取得を促進することを目的とする。

事 業 内 容 資格取得の訓練期間中の一定期間において給付金を支給する。

施 行 年 月 日 平成 17 年 8 月 1 日 (平成 28 年 4 月 1 日一部改正)

対 象 者 本市に住居を有する母子家庭の母又は父子家庭の父で、次の支給要件の全てに該当し、対象資格を取得するために修業している人

①児童扶養手当法による児童扶養手当の支給を受けていること又はその支給要件と同様の所得水準であること

②対象資格の養成機関において 1 年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者であること

③就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる者であること

④訓練促進給付金の支給を受けたことがないこと (特に必要と認められる場合を除く)

対 象 資 格 看護師 介護福祉士 保育士 理学療法士 作業療法士 理容師

美容師 あん摩マッサージ指圧師 はり師 きゅう師 栄養士

保健師 助産師 准看護師 歯科衛生士 診療放射線技師 診療エックス線技師 歯科技工士 臨床検査技師 調理師 製菓衛生士

柔道整復師 視能訓練士 社会福祉士 精神保健福祉士 言語聴覚士 管理栄養士 医師 歯科医師 薬剤師 臨床工学技士 義肢装具士 救急救命士

支 給 期 間 修業期間の全期間 (上限は 3 年間)

支 給 額 市町村民税非課税世帯は月額 10 万円、同課税世帯は月額 7 万 5 百円とし、原則として申請のあった日の属する月分から支給するほか、養成機関での課程修了者には修了一時金(市町村民税非課税世帯は 5 万円、同課税世帯は 2 万 5 千円)が支給される。(平成 25 年 4 月 1 日改正)

事 業 費 平成 28 年度 23,910 千円

財 源 内 訳 国 (3/4) 市 (1/4)

H27 年度実績 20,704 千円

### (9) 母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業

目 的 母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発の取組みを支援し、母子家庭の自立促進を図る。

事 業 内 容 対象講座の受講のための費用を支給する。

施 行 年 月 日 平成 17 年 8 月 1 日 (平成 28 年 4 月 1 日一部改正)

対 象 者 市内に住居を有する母子家庭の母又は父子家庭の父で、次の支給要件の全てに該当する人

- ①児童扶養手当法による児童扶養手当の支給を受けていること又はその支給要件と同様の所得水準であること
- ②講座受講開始日現在において、雇用保険法による教育訓練給付の受給資格を有していないこと
- ③支給を受けようとする人の就業経験、技能、資格の取得状況又は労働市場の状況などから判断して講座を受けることが適職に就くために必要であると認められるものであること
- ④過去に訓練給付金の支給を受けたことがないこと（特に必要と認められる場合を除く）

**対象講座**

- ①雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座
  - ②就職に結びつく可能性の高い講座で国が別に定めるもの
  - ③前各号に掲げるものに準じ、熊本県知事が別に指定する講座
- 対象講座の受講のために支払った費用の6割に相当する額。  
ただし、上限は20万円、下限は12千円とする。
- 事業費 平成28年度 40千円  
 財源内訳 国(3/4) 市(1/4)  
 H27年度実績 0円

**(10) ひとり親家庭等日常生活支援事業**

**目的**

母子家庭、父子家庭及び寡婦の人の生活援助や子育て支援を図ることを目的とする。

**事業内容**

母子家庭、父子家庭及び寡婦の人が修学等の自立に必要な事由や病気などにより、一時的に介護・保育のサービス等で日常生活に支障が生じた場合や、母子・父子家庭になって間がなく生活が不安定な場合などに家庭生活支援員を派遣する。

**施行年月日**

平成17年8月1日（平成28年4月1日一部改正）

**対象世帯**

- ①技能習得のための通学もしくは就職活動などの自立促進に必要な事由、または疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、転勤、出張、学校等の公的行事への参加等社会通念上必要と認められる事由により一時的に生活援助、保育サービスが必要な家庭
  - ②ひとり親家庭等になって間がないなど生活環境等が急変し、日常生活を営むのに支障が生じている家庭
  - ③未就学児を養育しているひとり親家庭であって、就業上の理由により、帰宅時間が遅くなるなどの場合（所定内労働時間の就業を除く。）に定期的な生活援助、保育サービスが必要な家庭
- 生活援助は、家事、介護その他の日常生活の便宜（利用者の居宅）  
 子育て支援は、保育サービス及びこれに附帯する便宜（支援員の居宅等）

**支給内容**

**利用者負担**

利用世帯区分	利用者負担額（1時間当たり）	
	子育て支援	生活援助
生活保護世帯 市県民税非課税世帯	0円	0円
児童扶養手当支給水準の世帯	70円	150円
前記以外の世帯	150円	300円

**事業費**

平成28年度 32千円

**財源内訳**

県(3/4) 市(1/4)

**H27年度実績**

0円

### (11) 地域子育て支援センター事業

#### 目的

少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て支援機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等といった問題が生じている。

このため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を促進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進することを目的とする。

#### 事業内容

- ①子育て親子の交流の場の提供と交流と促進
- ②子育て等に関する相談、援助の実施
- ③地域の子育て関連情報の提供
- ④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施
- ⑤地域支援活動の実施

#### 実施年月日

平成 17 年 8 月 1 日

#### 実施施設

6 カ所（高田東部保育園、ひので保育園、しらぬい保育園、八代ひまわり保育園、千丁みどり保育園、文政保育園）

#### 事業費

平成 28 年度 37,823 千円

#### 財源内訳

国（1/3） 県（1/3） 市（1/3）

#### H27 年度実績

37,770 千円

### (12) 病児・病後児保育事業

#### 目的

保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全育成及び資質の向上に寄与することを目的とする。

#### 事業内容

保護者の勤務等の都合により、病気また病気回復期にある児童（医師の診察により入院その他専門的、かつ濃密な医療の必要はないが、保育所等における日常の保育、集団生活が困難と認められる児童）の養育が家庭で困難な場合に、看護師・保育士等の連携のもと預かる。

#### 実施年月日

平成 17 年 8 月 1 日

#### 対象児童

0 歳～小学生まで

#### 実施施設

3 カ所  
「キッズルーム」八代乳児院内子育て支援棟、  
「キッズケアホーム」横手新町谷口ハイツ 201、  
「病児・病後児ハウスひかり」八代ひかり保育園横

#### 利用者負担

生活保護世帯 無料

市民税非課税世帯 1,000 円/人

それ以外の世帯 2,000 円/人

※連続して利用する場合、2 日目以降 1,000 円/人

#### 事業費

平成 28 年度 25,701 千円

#### 財源内訳

国（1/3） 県（1/3） 市（1/3）

#### H27 年度実績

22,455 千円

### (13) 子育て短期支援事業

#### 目的

一時的に養育困難となった家庭の児童及びその家庭の福祉の向上を図る。

#### 事業内容

一時的に養育困難となった家庭の児童を児童養護施設や乳児院等において、一定期間、養育・保護を行う。

①ショートステイ

②トワイライトステイ（平日の夜間または休日）

#### 実施年月日

平成 17 年 8 月 1 日

#### 対象児童

0 歳～18 歳まで

#### 実施施設

2 カ所（八代ナザレ園、八代乳児院）

### 利用者負担

区分	ショートステイ	トワイライトステイ	
		夜間 17:00~22:00	休日 8:00~17:00
生活保護世帯	2歳未満児	0円	0円
	2歳以上児	0円	
市県民税非課税世帯 またはひとり親世帯	2歳未満児	1,100円	300円
	2歳以上児	1,000円	
一般世帯	2歳未満児	5,000円	750円
	2歳以上児	2,750円	

事業費 平成28年度 1,595千円

財源内訳 国(1/3) 県(1/3) 市(1/3)

H27年度実績 2,296千円

### (14) 放課後児童健全育成事業

目的	昼間保護者のいない家庭の小学校児童の健全育成を図ることを目的とする。
事業内容	放課後児童クラブを設置運営する社会福祉法人や保護者会等に事業委託を行い、児童に対し、担当の指導者による、身近な社会資源を利用した育成・指導や、遊びを提供することにより、健全な育成や発達を助長する。
実施年月日	平成17年8月1日
対象児童	小学校の児童
委託料	開設日数及び児童数により変動 (例: 250日、36~45人の場合、3,706,000円) ※開所日数加算、長時間開所加算、障害児受入推進費等あり ※その他、補助事業あり(放課後児童支援員等処遇改善等事業、障害児受入強化推進事業、小規模放課後児童クラブ支援事業、放課後児童クラブ送迎支援事業)
実施クラブ	27クラブ
事業費	平成28年度 143,337千円
財源内訳	国(1/3) 県(1/3) 市(1/3)
H27年度実績	108,602千円

### (15) こどもプラザ事業

目的	気軽に利用できる子育て支援の拠点整備と地域住民による主体的な子育て支援の促進を目的とする。
事業内容	<p>①地域子育て支援拠点事業</p> <p>主に乳幼児(0~3歳)を持つ子育て中の親が気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図る常設の場。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て親子の交流の場の提供と交流の促進</li> <li>・子育て等に関する相談・援助の実施</li> <li>・地域の子育て関連情報の提供</li> <li>・子育て及び子育て支援に関する講習等の実施</li> </ul> <p>②ファミリー・サポート・センター事業</p> <p>地域において育児や介護の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、育児や介護について助け合う会員組織。</p>
実施年月日	平成19年9月3日
設置場所	こどもプラザすくすく(八代ショッピングセンター2階) こどもプラザわくわく(イオン八代ショッピングセンター2階)
事業費	平成28年度 13,091千円

財源内訳 国(1/3) 県(1/3) 市(1/3)  
H27年度実績 13,107千円

(16) 児童福祉施設

施設名	経営主体	住所	設置年	入所定員
八代ナザレ園	社会福祉法人 八代ナザレ園	竹原町 1447	明治 33 年	51 人
八代乳児院	社会福祉法人 八代児童福祉会	郡築 12 番町 71-2	昭和 52 年	15 人

### 3 高齢者福祉

(1) 高齢者及び障害者住宅改造助成事業

目的 在宅の要介護等高齢者、重度身体障がい者（児）又は知的障がい者（児）がいる世帯に対し、要介護高齢者等の在宅での自立促進、寝たきり防止及び介護者の負担軽減を図ることを目的として行われる改造に必要な経費について助成する。

施行年月日 平成 17 年 8 月 1 日

助成対象 次の各号の条件に該当する者

- ①八代市に引き続き 2 年以上居住し、市税、介護保険料等を完納している者
- ②次に掲げるいずれかに該当する者又はこれらと同居し、若しくは同居しようとする者
  - ア 事業実施年度の 4 月 1 日時点で 65 歳以上の高齢者であって介護保険要介護認定・要支援認定を受けた者
  - イ 身体障害者手帳 1 級又は 2 級を所持する者（児）
  - ウ 療育手帳 A1 または A2 を所持する者（児）
- ③当該世帯の生計中心者の前年所得税課税年額が、7 万円以下の世帯に属する者

助成の対象となる経費 玄関、廊下、階段、居室、浴室、便所、洗面所、台所など在宅の要介護高齢者等が利用する部分で、要介護高齢者等が利用しやすいようにするための改造に必要な経費。なお、新築、増築及び改築は助成対象外。ただし、改造を行うときに増築または改築を伴うことがやむを得ないと認められた場合は、その認められた範囲内で改造に要する経費を助成の対象とする。

助成額 助成対象限度額 70 万円

改造実施者の属する世帯の階層区分		助成率
A	生活保護法による被保護世帯	3 分の 3
B	生計中心者の当該年度分市民税非課税世帯	3 分の 3
C	生計中心者の前年所得税課税年額が 7 万円以下の世帯	3 分の 2

## (2) 後期高齢者医療制度

目的 高齢者医療費を中心に国民医療費が増大する中、現役世代と高齢者世代の負担を明確にし、公平でわかりやすい制度とするため、75歳以上および65歳以上で一定の障害がある人を対象に新たに創設された他の保険から独立した医療制度。県内全市町村が加入する「熊本県後期高齢者医療広域連合」が主体となり制度を運営する。

施行年月日 平成20年4月1日

対象者 県内に住所を有する75歳以上の人及び65歳から74歳までの一定の障害がある人で申請により広域連合が認定した人。八代市：22,439人(H28.3.31現在)

### 事業内容

#### ①市町村と広域連合の役割

- 【市町村】
  - ・被保険者の加入・脱退届等の受付
  - ・被保険者証の交付
  - ・保険料納期の決定
  - ・保険料収納関係および滞納処分
  - ・保険料減免申請等の受付
  - ・限度額適用・標準負担額減額認定証の発行・交付
  - ・療養費関係支給申請書および届出等の受付
  - ・葬祭費支給申請書の受付
- 【広域連合】
  - ・被保険者資格の認定・管理
  - ・被保険者証の発行
  - ・保険料率・保険料額等の決定
  - ・給付に関する決定および支給
  - ・保健事業関係の実施
  - ・その他、後期高齢者医療制度の施行に関する事務

#### ②保険料

保険料は、被保険者一人ひとりにかかる「均等割額」と、被保険者の所得に応じて算定する「所得割額」を合わせた金額となる。賦課限度額57万円

##### ア 熊本県の均一保険料（平成28、29年度）

均等割額 47,900円 所得割率 9.26%

##### イ 軽減措置

- a 平成28年度においては、前年度に引き続き、世帯の所得水準に応じて、保険料の「均等割額」が9割、8.5割、5割、2割軽減され、「総所得金額等」が91万円以下的人は、所得割額が5割軽減される。
- b 健保組合や船員保険、共済組合などの被用者保険の被扶養者は、激変緩和の観点から、「所得割額」は課されず、均等割額の9割が軽減される。

#### ③受けられる給付

##### ア 病気やけがの治療を受けたとき（療養の給付）

被保険者は、病気やけがで医療機関を利用したときは、医療費の1割（現役並み所得者は3割）を自己負担する。

- イ 入院したときの食事代(入院時食事療養費)  
被保険者は、入院したときの食事代のうち、国が定めた費用を自己負担する。
- ウ 療養病床に入院したときの食事代・居住費(入院時生活療養費)  
被保険者は、療養病床に入院したときの食事代と居住費のうち、国が定めた費用を自己負担する。
- エ 1カ月に支払った自己負担が高額になったとき(高額療養費)  
被保険者は、1カ月に支払った医療費が、国が定めた限度額を超えたときは、限度額を超えた分を高額療養費として受給できる。(事前に口座登録必要)

自己負担限度額

区分	外来(個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
現役並み所得者	44,400円	80,100円 +(医療費-267,000円) × 1% (4回目以降は44,400円)
一般	12,000円	44,400円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

- オ 1年間に支払った自己負担が高額になったとき(高額介護合算療養費)  
被保険者は、1年間に支払った医療費と介護保険サービスの利用料の合計額が、国が定めた限度額を超えたときは、市町村窓口に申請し、認められると限度額を超えた分を高額介護合算療養費として受給できる。

自己負担限度額

区分	年額(各年8月～翌年7月)
現役並み所得者	67万円
一般	56万円
低所得者Ⅱ	31万円
低所得者Ⅰ	19万円

- カ 訪問看護を利用したとき(訪問看護療養費)  
被保険者は、医師の指示で訪問看護を利用したときは、費用の1割(現役並み所得者は3割)を自己負担する。
- キ やむをえず全額自己負担したとき(療養費)  
急病などで保険証を持たずに医療機関にかかったときや医師の指示によりコルセット等を装着したときなどは、被保険者が全額立て替え払いし、後から市町村窓口に申請し、認められると自己負担額を除いた分を療養費として受給できる。
- ク 被保険者が死亡したとき(葬祭費)  
被保険者が死亡したときは、葬祭を行う者に対して葬祭費が2万円支給される。

## 事業運営年度推移（実績）

(金額単位：財政状況・千円)

項目			年 度	H23	H24	H25	H26	H27		
被保険者数(年間平均・人)			21,331	21,723	21,936	22,055	22,223			
人口(年間平均・人)			133,450	133,193	132,487	131,566	130,602			
加入率			対人口比(%)	16.0	16.3	16.6	16.8	17.0		
賦課	保険料率	所得割率(%)	9.03	9.26	9.26	9.26	9.26			
		均等割額(円)	47,000	47,900	47,900	47,900	47,900			
	調定額(現年度分)(千円)		1,032,807	1,067,982	1,070,017	1,050,296	1,022,146			
	一人当たりの調定額(現年度分)(円)		48,418	49,163	48,779	47,730	45,995			
	賦課限度額(円)		500,000	550,000	550,000	570,000	570,000			
財政状況	後期高齢者医療特別会計	保険料	特別徴収	726,524	729,924	732,703	709,977	687,804		
			普通徴収	299,283	332,353	331,954	337,592	331,776		
			滞納繰越分	4,946	6,174	5,864	3,947	5,188		
		使用料及び手数料		250	271	226	205	206		
		繰入金	事務費繰入金	76,909	77,164	75,293	77,518	73,950		
			保険基盤安定繰入金	419,867	437,272	446,753	472,523	488,038		
		繰越金		25,586	25,496	29,879	29,681	33,083		
		諸収入	延滞金及び過料	—	—	—	70	163		
			保険料還付金	1,692	1,417	963	3,188	1,709		
一般会計			還付加算金	—	6	1	264	60		
			受託事業収入	9,939	11,373	11,128	12,265	12,808		
			特別調整交付金	—	—	—	—	—		
			臨時特例基金	—	—	—	—	—		
			預金利子	1	1	1	1	1		
			雑入	6	6	8	11	91		
			返納金	11	—	23	—	—		
広域連合支出金		—	—	—	—	3,888				
歳入合計		1,565,014	1,621,457	1,634,796	1,647,242	1,638,765				
歳出	総務費	一般管理費	62,105	62,998	59,347	63,466	62,908			
		徴収費	9,205	8,962	11,363	9,481	6,403			
	広域連合納付金	保険料納付金	1,030,842	1,064,068	1,070,719	1,048,185	1,026,891			
		保険基盤安定負担金	419,867	437,272	446,753	472,523	488,038			
	健康保持増進事業費		15,803	16,850	15,945	17,046	21,631			
	諸支出金	保険料還付金	1,696	1,422	987	3,194	1,710			
		還付加算金	—	6	1	264	60			
	歳出合計		1,539,518	1,591,578	1,605,115	1,614,159	1,607,641			
歳入	県支出金	保険基盤安定負担金	314,900	327,954	335,065	354,392	366,029			
	諸収入	雑入	36,894	20,122	49,021	5,407	35,824			
	歳入合計		351,794	348,076	384,086	359,799	401,853			
	特別会計繰出金		496,777	514,436	522,047	550,041	561,989			
	広域連合負担金	共通経費	49,063	57,578	56,979	55,597	57,542			
		療養給付費	1,503,885	1,565,557	1,574,214	1,623,116	1,644,337			
歳出合計		2,049,725	2,137,571	2,153,240	2,228,754	2,263,868				

### (3) 介護保険事業

事業開始 平成 12 年 4 月 1 日  
第 1 号被保険者数 41,170 人 (平成 28 年 3 月末現在)

#### ①制度の概要

ア 保険者 市町村 (八代市)

イ 被保険者

- ・ 65 歳以上の第 1 号被保険者
- ・ 40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者である第 2 号被保険者

ウ 給付の手続きと内容

介護保険からの介護給付や予防給付は、65 歳以上の被保険者には要介護状態若しくは要支援状態と認定された場合と、40 歳以上 65 歳未満の被保険者には特定疾病が原因で要介護状態若しくは要支援状態にあると認定された場合に行われる。これらの認定は八代市介護認定審査会で行われ、給付サービスとしては、要介護者へは在宅・施設両面にわたる多様なサービスを提供し、要支援者へは要介護状態の発生予防という観点から、在宅サービスを提供している。これらのサービス利用者は、原則として費用の 1 割 (平成 27 年 8 月から一定以上所得者は 2 割) を負担する。

また、認定審査で非該当と判定された方や地域のすべての高齢者を対象に、地域包括支援センターで要介護となる恐れの高い高齢者 (二次予防対象者) を選定し、介護保険の給付ではなく地域支援事業として、介護予防のサービスだけでは補えない支援を行う。

エ 費用負担の仕組み

a 介護保険財政

介護保険からの介護給付や予防給付に必要な費用は、サービス利用時の利用者負担を除いて、50% が公費で賄われる。

その内訳は、概ね国が全体の 15~25%、都道府県が 12.5~17.5%、市町村が 12.5% である。公費による部分を除いた 50% の費用は、第 1 号被保険者 (65 歳以上) と第 2 号被保険者 (40 歳以上 65 歳未満) の保険料により賄われ、平成 27 年度から 29 年度における負担割合は、第 1 号被保険者 22%、第 2 号被保険者 28% である。

また、地域支援事業については、事業の対象となる費用に対して、介護予防事業では、国 25%、都道府県 12.5%、市町村 12.5%、第 1 号被保険者 22%、第 2 号被保険者 28%、包括的支援事業及び任意事業では、国 39%、都道府県 19.5%、市町村 19.5%、第 1 号被保険者 22% の財源構成とされている。

b 保険料

・ 第 1 号被保険者 (65 歳以上の者)

市町村ごとに介護サービス量等に応じた保険料が設定される。保険料の設定に当たっては 3 年間の中長期的な見通しに基づいて行われる。本市においての、平成 27 年度から 29 年度の 3 年間の基準額は、月額 5,800 円と設定している。

・ 第 2 号被保険者 (40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者)

それぞれの医療保険者ごとに保険料が設定され、一般の医療保険料に上乗せする形で一括して徴収される。

②制度の具体的内容

ア 第1号被保険者保険料

保険料所得段階区分別の対象者

所得段階区分	対象者	割合	基準月額(5,800円)	H27～29年度年間保険料額
第1段階	生活保護受給者。世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金受給者又は合計所得+課税年金収入が80万円以下	0.45	基準月額×12カ月×0.45	31,300円
第2段階	本人及び世帯全員が市町村民税非課税で合計所得+課税年金収入が80万円を超え120万円以下	0.75	基準月額×12カ月×0.75	52,200円
第3段階	本人及び世帯全員が市町村民税非課税で合計所得+課税年金収入が120万円を超える	0.75	基準月額×12カ月×0.75	52,200円
第4段階	本人は市町村民税非課税であるが、世帯内に課税者がいて、本人の合計所得+課税年金収入が80万円以下	0.9	基準月額×12カ月×0.9	62,600円
第5段階	本人は市町村民税非課税であるが、世帯内に課税者がいて、本人の合計所得+課税年金収入が80万円を超える。	1.0	基準月額×12カ月×1.0	69,600円
第6段階	本人が市町村民税課税で合計所得が120万円未満	1.2	基準月額×12カ月×1.2	83,500円
第7段階	本人が市町村民税課税で合計所得が120万円以上190万円未満	1.3	基準月額×12カ月×1.3	90,500円
第8段階	本人が市町村民税課税で合計所得が190万円以上290万円未満	1.5	基準月額×12カ月×1.5	104,400円
第9段階	本人が市町村民税課税で合計所得が290万円以上	1.7	基準月額×12カ月×1.7	118,300円

イ 介護保険給付の種類(H28.4.1現在)

a 居宅サービス・介護予防居宅サービス

○訪問介護・介護予防訪問介護

○訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

○訪問看護・介護予防訪問看護

○訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

○通所介護・介護予防通所介護

○通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

○福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

○居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

- 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護
- 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護
- 特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売
- 住宅改修・介護予防住宅改修
- 居宅介護支援・介護予防支援
- 特定施設入所者生活介護・介護予防特定施設入所者生活介護
- b 地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス
  - 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護
  - 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護
  - 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護（要支援2のみ）
  - 地域密着型特定施設入居者生活介護
  - 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
  - 看護小規模多機能型居宅介護（小規模多機能型居宅介護+訪問看護）
  - 地域密着型通所介護
- c 施設サービス
  - 介護老人福祉施設
  - 介護老人保健施設
  - 介護療養型医療施設

#### ウ 介護保険サービス事業者数 (H28.4.1現在)

##### a 介護保険施設

###### 介護老人福祉施設 (10施設)

施設名	住所	入所定数	利用件数 (H27年度)	給付費 (H27年度)
行楽園	八代市日奈久塩北町2905	60名	7,168件	1,789,761,096円
みなみ園	八代市日奈久塩南町54	60名		
あさひ園	八代市上日置町2345	50名		
すずらんの里	八代市葭牟田町435	50名		
ま心苑	八代市敷川内町2251-1	50名		
みやび園	八代市高島町4221	50名		
坂本の里一灯苑	八代市坂本町坂本1071	50名		
康和苑	八代市千丁町太牟田1300-8	50名		
安寿の里	八代市鏡町両出880-1	80名		
ひかわの里	八代市東陽町南752-1	30名		

###### 地域密着型介護老人福祉施設 (3施設)

施設名	住所	入所定数	利用件数 (H27年度)	給付費 (H27年度)
希望	八代市興善寺町495-1	29名	1,145件	286,992,208円
八代草	八代市海士江町2833-1	29名		
キャッスル麦島	八代市古城町1938-1	29名		

### 介護老人保健施設（6 施設）

施設名	住所	入所定数	利用件数 (H27年度)	給付費 (H27年度)
ハピネスケア日南	八代市日奈久塩北町 2922	80名	6,530 件	1,671,285,479 円
向 春 苑	八代市大福寺町 2411-3	80名		
アメニティ ゆうりん	八代市古閑浜町 3401	85名		
皇 寿 園	八代市高島町 4218	75名		
とまど	八代市郡築一番町 180-1	100名		
かがみ苑	八代市鏡町塩浜 11-235	80名		

### 介護療養型医療施設（5 施設）

施設名	住所	入所定員	利用件数 (H27年度)	給付費 (H27年度)
丸田病院	八代市萩原町 1 丁目 5-22	54名	1,718 件 ※林整形 外科医院 H27.11閉鎖	560,137,857 円
八代敬仁病院	八代市海土江町 2817	35名		
八代市医師会立病院	八代市平山新町 4438-3	50名		
平成病院	八代市大村町 720-1	20名		

※介護保険 3 施設の利用件数及び給付費については市外の施設利用分を含む

※介護保険 3 施設の給付費には特定入所者介護サービス費（食費・居住費）を含む

### b 居宅サービス事業者（市内）(H28.4.1 現在)

サービス内容	事業者数	利用件数 (H27年度)	給付費 (H27年度)
訪問介護（介護予防）	72	25,926 件	1,519,650,507 円
訪問入浴介護（介護予防）	2	587 件	31,813,498 円
訪問看護（介護予防）	119	4,572 件	298,350,861 円
訪問リハビリテーション（介護予防）	89	425 件	13,948,218 円
居宅療養管理指導（介護予防）	201	3,279 件	30,789,624 円
通所介護（介護予防）	75	38,206 件	2,578,946,536 円
通所リハビリテーション（介護予防）	11	12,924 件	824,324,240 円
短期入所生活介護（介護予防：特養）	12	3,763 件	256,977,652 円
短期入所療養介護（介護予防：老健）	6	643 件	36,051,565 円
短期入所療養介護（介護予防：療養型）	4	55 件	6,989,133 円
福祉用具貸与（介護予防）	18	31,262 件	350,798,243 円
特定福祉用具販売（介護予防）	18	645 件	15,722,104 円
住宅改修（介護予防）		509 件	41,932,073 円
特定施設入所者生活介護（介護予防）	1	333 件	60,114,947 円
介護予防支援・居宅介護支援	68	62,294 件	680,962,813 円

地域密着型認知症対応型通所介護（介護予防）	7	1,525 件	183,653,820 円
地域密着型小規模多機能型居宅介護（介護予防）	8	2,057 件	348,206,282 円
地域密着型認知症対応型共同生活介護（要支援 2）	17	2,230 件	544,451,963 円
地域密着型特定施設入居者生活介護	1	344 件	64,490,475 円
看護小規模多機能型居宅介護（複合型）	2	270 件	52,563,269 円

※利用件数、給付費については市外事業所の利用分を含む

※短期入所及び地域密着型介護老人福祉施設の給付費には特定入所者介護サービス費（食費・居住費）を含む

### c 居宅サービス利用限度額 (H28.4.1 現在)

要介護度（支援）	利用限度額（1カ月）	要介護度	利用限度額（1カ月）
要支援 1	50,030 円	要介護 1	166,920 円
要支援 2	104,730 円	要介護 2	196,160 円
		要介護 3	269,310 円
		要介護 4	308,060 円
		要介護 5	360,650 円

## エ 介護認定審査事業

### a 八代市介護認定審査会

八代市介護認定審査会の委員の定数は、98 人以内とする。

審査会委員の定数

委員は、保健・医療・福祉の各分野に関する学識経験者から構成する。

委員の構成

93 人（医療：33 人 保健：23 人 福祉：37 人）(H28.4.1 現在)

合議体

八代市介護認定審査会は、14 の合議体を置く。

1 の合議体を構成する委員の定数は、7 人とする。

介護認定審査会  
委員の任期

委員の任期は、2 年とする。ただし、補充委員の任期は、前任者

の残任期間とする。

### b 事業実績

審査会開催回数 303 回 申請者数（延べ人数） 10,625 人

要介護・要支援認定者実人数 (H28.3.31 現在)

認定者数	要介護度別認定者数内訳						
	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
8,458 人	858 人	1,428 人	1,570 人	1,382 人	1,193 人	1,166 人	861 人
	10.1%	16.9%	18.6%	16.3%	14.1%	13.8%	10.2%

## オ 補助（助成）金交付

### a 社会福祉法人による介護保険利用者負担の軽減に対する補助金

目的 本市の介護保険の被保険者のうち、特に生計が困難であると認められる者に対し、介護保険サービスを提供した社会福祉法人が利用者負担の一部を軽減した場合において、当該法人に対して補助金を交付する。

施行年月日 平成 17 年 8 月 1 日

補助概要 軽減の対象者は、市町村民税非課税者等であって、他に財産や世帯の状況、介護保険サービス利用の自己負担額等を総合的に勘案し、生活が困難であると認められた者とする。

社会福祉法人は、利用者負担の軽減対象として県に申し出ている介護保

險サービス（対象となるのは、介護老人福祉施設サービス、訪問介護、通所介護、短期入所等【介護予防サービスも含む】）を提供し、軽減を行った際に、市長に対し補助金の交付を申請する。審査後適当と認められたときは、補助金交付決定通知を受け、請求書を市長に提出し交付を受ける。

H27年度実績 件数 0件 助成金額 0円

b 八代市介護保険住宅改修支援事業補助金

目 的 居宅介護住宅改修費の支給に際し、「住宅改修が必要な理由書」を作成する業務（住宅改修支援）を行った者に対して補助金を交付する。

施行年月日 平成17年8月1日

補 足 概 要 補助対象者は八代市の被保険者であって、居宅介護支援の提供を受けていないものに対し、住宅改修支援を行った居宅介護支援事業者その他住宅改修費の支給の対象となる住宅改修について十分な専門性を有すると認められる者とし、住宅改修支援1件につき2千円を支給する。

H27年度実績 件数 43件 助成金額 86,000円

#### (4) 地域支援事業

①いきいきサロン事業

目 的 高齢者が抱える社会的孤立感や不安を解消し、心身機能の向上や仲間づくりを通した社会参加を図り、「健康で心豊かに生活できるための町づくり」「地域ネットづくり（人づくり）」「要介護にならない自立をめざす」拠点として参加者が主体的な活動により地域交流の場として推進することを目的とする。

実 施 年 月 日 平成12年4月1日

対 象 者 本市に住所を有するおおむね65歳以上の高齢者

事 業 概 要 各町内の公民館等において、参加者自らが自主的な運営を行うことができるよう、人づくり・組織づくりのコーディネーターとしてのサロン活動指導員を配置し、趣味講座・教養レクレーション等を行う。

H27年度実績 サロン数 221カ所

参加者数 延べ44,998人

実施回数 3,379回

②ふれあい高齢者訪問奉仕

実 施 年 月 日 平成17年8月1日

業 務 委 託 先 八代市老人クラブ連合会

対 象 者 ひとり暮らし及び寝たきり老人

H27年度実績 訪問延べ件数 18,960件

訪 問 回 数 (1週につき)老人1人につき1回以上

③高齢者短期入所事業（ショートステイ）

目 的 高齢者を一時的に介護する必要があると認められる場合、当該高齢者を一時的に八代市養護老人ホーム保寿寮で預かることにより、これら高齢者及びその家族の生活を支援し、もって高齢者福祉の向上を図ることを目的とする。

施 行 年 月 日 平成17年8月1日（改正：平成26年4月1日）

対 象 者 本市に住所を有するおおむね65歳以上の高齢者で介護保険要介護認定・要支援認定において非該当と判定されたもののうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

ア ひとり暮らしの高齢者で、病気、災害等の理由により一時的に介護をする必要があると認められるもの

イ 同居人がいる高齢者で、介護する同居人が疾病、出産、冠婚葬祭、

施 期	設 間	事故、失踪、出張、転勤、看護、学校等の公的行事への参加等の社会的理由により当該高齢者を一時的に介護することができないと認められるもの
	ウ	同居人がいる高齢者で、介護する同居人が私的理由（前号以外の理由で市長が特に認めたもの）により当該高齢者を一時的に介護することができないと認められるもの 養護老人ホーム「保寿寮」、「すずらんの杜」 原則として7日以内。ただし、特別の事情があると認められるときは延長することができる。
利 用 料	H27 年度実績	1日 1,750 円（生活保護受給者； 1日 300 円） 延べ10件 延べ161日

#### ④八代市家族介護用品支給事業

目 業 的	在宅で高齢者を介護している家族を対象に、介護用品を支給し衛生面の向上及び経済的負担の軽減を図ることを目的とする。
施 行 年 月 日	平成17年8月1日（改正：平成21年4月1日）
受 給 対 象 者	<p>ア 要介護者の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本市に居住し、住民基本台帳に登録されているもので、住宅において常時介護を必要とする65歳以上の者</li> <li>・介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定において要介護3、4又は5と判定された者</li> <li>・その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が当該年度分の市町村民税が課税されていない者</li> <li>・在宅生活において現に介護用品を必要としている者</li> </ul> <p>イ 介護者の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本市に居住し、住民基本台帳に登録されている者</li> <li>・その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が当該年度分の市町村民税が課税されていない者</li> </ul>
支 給 用 品	紙おむつ・尿取りパッド・ドライシャンプー・清拭剤など
支 給 の 方 法	月額8,000円の支給券を支給
H27 年度実績	実人員117人

#### ⑤緊急通報装置設置（安心相談確保）

実 施 年 月 日	平成17年8月1日（改正：平成21年7月1日）
対 象 者	おおむね65歳以上のひとり暮らしの老人
設 置 台 数	510台（H28.3.31現在）
事 業 内 容	独居老人等に対し、緊急通報装置によって急病及び災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図る。

#### ⑥八代市食の自立支援事業

目 業 的	食事の準備や調理等が困難な65歳以上の高齢者に対して、配食サービスを行うことにより健康増進及び安否確認を図り、在宅での自立した生活を支援することを目的とする。
施 行 年 月 日	平成17年8月1日（改正：平成28年4月1日）
対 象 者	本市に住所を有し、食事の支度をすることが困難な高齢者で次の各号のいずれかに該当するもの
事 業 内 容	<p>ア 65歳以上の単身高齢者又は高齢者のみで構成される世帯のもの</p> <p>イ その他市長が特に必要と認めたもの</p> <p>ア 昼食又は夕食の居宅への配達。ただし、配食の回数は、1週間につき3回以内（医師の指示がある場合の糖尿病食の配達にあっては、5回以内）とする。</p> <p>イ 配食の際ににおける安否確認</p>

H27年度利用実績 配食数 36,241食

⑦八代市地域包括支援センター

委託年月日

平成19年4月1日

主な業務

- ・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）
- ・総合相談支援事業
- ・高齢者虐待防止などの権利擁護事業
- ・包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

設置数

6カ所

⑧あんしん相談センター

実施年月日

平成18年4月1日

対象者

おおむね65歳以上の要援護高齢者及びその家族

事業内容

介護予防や生活支援等の総合的な相談に応じ、福祉サービスの手続代行、地域包括支援センターと合同で巡回相談窓口を開催し、高齢者が安心して暮らせるよう援助する。

設置数

2カ所（泉町・坂本町）

（5）高齢者福祉施策

①長寿者祝い事業

目的

高齢者の長寿を祝福するとともに、その福祉の増進と市民の敬老意識の高揚を図ることを目的とする。

施行年月日

平成17年8月1日（改正：平成26年4月1日）

受給資格

本市に引き続き1年以上住所を有している者（住民基本台帳または外国人登録原票に登録された者）

ア 100歳の誕生日を迎える者

イ 4月1日現在において最高齢の者

ア 100歳到達者には、表彰状・花束を贈呈する

イ 最高長寿者には、表彰状・花束・記念品を贈呈する

②老人クラブ結成状況

結成数

140クラブ 会員数6,047人（H28.3.31現在）

③公益社団法人八代市シルバー人材センター

設立

昭和61年1月22日

事務所所在地

八代市古城町1719番地の2（シルバーワークプラザ八代内）

目的

センターは定年退職後等において、臨時の、短期的な就業を通じて自己の労働能力を活用し、自らの生きがいの充実や社会参加を希望する高年齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図るとともに高年齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

事業概要

会員 964人（平成28.3.31現在）

役員 任期2年

理事長（1人）、副理事長（1人）、理事（7人）、

監事（2人）、職員（事務局）10人

平成28年度事業計画（基本方針1,045人）

ア 「自主・自立・共働・共助」理念のもと、会員主導によりシルバー人材センター事業の普及啓発活動を推進し、事業運営の適正化と事業の拡充を図る。

- イ シルバー人材センターの主旨に賛同し、就業意欲のある会員の入会を促進する。
- ウ 安全対策を強化し、事故の撲滅を図る。
- エ 財政基盤の確保を図る。
- オ 就業の適正化と会員の公平な就業の促進を図る。
- カ 事務局体制の整備を図る。

#### ④シルバーワークプラザ八代

目 的 高年齢者の就業の機会及び技能研修の場を提供するとともに、市民の福祉の増進を図ることを目的とする。

#### 使 用 料

区 分	午前	午後	夜間	全日
	9 時～12 時	13 時～17 時	18 時～22 時	9 時～22 時
会議室 1	610 円	820 円	820 円	2,260 円
会議室 2	610 円	820 円	820 円	2,260 円
会議室 3	610 円	820 円	820 円	2,260 円
研修作業室	820 円	1,130 円	1,130 円	3,080 円

所 在 地 八代市古城町 1719-2  
 工 期 着工 平成 12 年 9 月 11 日 竣工 平成 13 年 3 月 30 日  
 敷 地 面 積 2,207 m<sup>2</sup>  
 延 床 面 積 622 m<sup>2</sup>

#### ⑤西松江城老人憩いの家

事 業 内 容 ア 各種集会に場所を提供すること  
 イ 身上、健康等の各種相談に応じること  
 ウ 講演会、研修会等を開催し、教養の向上に努めること  
 エ 娯楽設備等を設け、レクリエーションを行うこと

使 用 範 囲 ア 本市に住所を有する 60 歳以上の者  
 イ その他市長が特に利用を認める者

60 歳以上の者	1 日 200 円
市長が利用を認めた者	1 日 300 円

全館貸切（浴場を除く）の場合、1 日につき 2,050 円

所 在 地 八代市西松江城町 2-17  
 開 設 昭和 50 年 4 月 1 日  
 (施設概要等は総合福祉センター内に設置につき、同項に記載)  
 H27 年度利用実績 延べ 5,477 人 1,096,800 円

## (6) 八代市在宅医療介護連携推進モデル事業

目的 国が進めている地域包括ケアシステムの構築に向け、在宅医療介護連携推進員を配置し、医療介護連携体制づくりを推進するための事業を行うことにより、医療や介護が必要となっても、安心して住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう地域包括ケアの体制づくりを進めることを目的とする。

実施期間 平成27年4月1日～28年3月31日

事業内容 ①医療介護連携研修会（ボトムアップ研修）

八代市・郡医師会、県介護支援専門員（CM）協会八代支部と連携し、CMを主体に在宅医療に関する基礎的な知識をテーマとした研修会を開催。講師は、医師、薬剤師、訪問看護師、言語聴覚士、歯科衛生士等。

②施設管理者セミナー

地域包括ケアと介護保険をテーマとしたセミナーを開催。対象は、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、有料老人ホーム、グループホーム等の高齢者施設経営者及び管理者。

③病院地域医療連携室と地域包括支援センター等との意見交換会

医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

④住民意識調査

地域包括ケアに関し普及啓発を含め、現在の市民の意識度を調査。八代市・氷川町の住民を対象に、八代市医師会、八代郡医師会と共同実施。

⑤市民向け広報チラシの作成、配布

⑥出前講座

老人会、民生委員、校区福祉会、ふれあい委員、社協職員、熊本総合病院職員等の会合を利用し実施

⑦「五者会議」と連携した事業推進

在宅医療介護連携員を五者会議のメンバーとし、市・郡医師会等との協力体制構築を図った。

事業費 3,336千円（県費 10／10）

※平成28年度以降は、介護保険特別会計の地域支援事業の中で「在宅医療・介護連携推進事業」として継続実施。

## 4 障がい者（児）福祉

### （1）手帳の交付

①身体障害者手帳台帳登載数

(平成 27 年度末現在 単位：人)

障害区分 級区分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	合計
視 覚 障 害	152	132	20	27	57	36	424
聴覚・平衡機能障害	18	178	98	180	3	223	700
音声、言語、そしゃく機能障害	0	1	23	26	0	0	50
肢 体 不 自 由	723	674	578	836	344	177	3,332
内 部 障 害	1,364	7	135	576	1	0	2,083
合 計	2,257	992	854	1,645	405	436	6,589

②療育手帳台帳登載数

(平成 27 年度末現在 単位：人)

A1	A2	B1	B2	計
221	257	429	500	1,407

③精神障害者保健福祉手帳台帳登載数

(平成 27 年度末現在 単位：人)

1 級	2 級	3 級	計
364	747	126	1,237

### （2）障害福祉サービス給付事業

目 的 障がいのある人が、地域で自立した生活をおくれるよう総合的な障害福祉サービスを提供し支援を行うことで、障がいの有無に関係なく、全ての人が安心して暮せる社会の実現を目的とする。

施行年月日 平成 18 年 4 月 1 日

事 業 内 容 ①介護給付

障がい程度が一定以上の障がい者（児）とその家族などの日常生活の介護を中心に援助する。

（サービスの種類）

居宅介護・重度訪問介護・行動援護・短期入所・重度障害者等包括支援・同行援護・療養介護・生活介護・施設入所支援

②訓練等給付

障がい者の就労を援助するもので、施設等で身体的または社会的リハビリテーションや就労につながる支援を行う。

（サービスの種類）

自立訓練（機能訓練・生活訓練）・就労移行支援・就労継続支援（A型・B型）・共同生活援助

※平成 25 年 4 月に障害者総合支援法が施行され、障がい者の範囲に「難病等」が加わった。

費 用 負 担 原則費用の一割、ただし、所得に応じた月額負担上限額が設定される。

財 源 内 訳 国 1/2、県 1/4、市 1/4

平成 27 年度実績 事業費 2,431,002,718 円

### (3) 補装具費の給付

目的・内容 身体障がい者（児）の失われた身体機能を補完または代替する用具である補装具の費用を支給することにより、障がい者の職業その他日常生活の能率の向上、また、障がい児については、将来、社会人として独立自活するための素地を育成・増長すること等を目的とする。

費用負担 原則費用の一割、ただし、所得に応じた月額負担上限額が設定される。

財源内訳 国1/2、県1/4、市1/4

(平成 27 年度実績)

#### (4) 自立支援医療（更生医療）

更生医療は、疾病、事故、災害等による身体損傷に対する一般医療(治療)を終え、すでに治癒した身体障がい者に対し、その障がいを除去または軽減し、日常生活を容易にすることを目的とした医療である。

## 更生医療の対象となる医療例

じん臓機能障がい	人工透析療法、CAPD(腹膜透析)、シャント作成術、じん移植術、じん移植術後の抗免疫療法
心臓機能障がい	弁置換術、心房（室）欠損閉鎖術、経皮的冠動脈形成術、バイパス術、ペースメーカー埋め込み術など
肢体不自由	※手術前提のための内科的治療のみのものは対象外 関節置換術、関節形成術、骨切り術、抜釘術、義肢装具装着のための断端形成術、手術後のリハビリなど ※骨髓炎手術、骨接合術（偽関節の際は該当）、関節切開術、滑膜切除術、半月板切除術、切断（再切断や断端形成術の場合は該当）、ヘルニア除去術、椎弓切除術は対象外
免疫機能障がい	抗HIV療法、免疫調整療法
訪問看護	形成術や脳血管障害後のリハビリ、補装具の装着指導、ストマの装着状況の管理、CAPDの管理、中心静脈栄養の管理
視覚障がい	角膜移植術、水晶体摘出術、硝子体切除術など
聴覚障がい	人工内耳埋込み術、鼓室形成術など
言語障がい	外傷性（顎口蓋形成術、外傷性発音構語障害の形成術など）薬物や暗示療法など
小腸機能障がい	中心静脈栄養法など
肝臓機能障がい	肝臓移植術、肝臓移植術後の抗免疫療法
財源内訳	国1/2、県1/4、市1/4
平成27年度実績	給付延べ件数 5,542件 医療給付費 178,984,630円

## （5）自立支援医療（育成医療）

18歳未満の身体上に障がいのある児童、または現存する疾患を放置すると将来障がいを残すと認められる児童で、確実な治療効果が期待できる場合、指定医療機関で受けた医療の一部を公費で負担する。※平成25年4月からの権限移譲事務

### 対象となる疾患例

対象障がい	症例
肢体不自由	脊椎側湾症、内反足、多指症、ペルテス病、斜頸
視覚障がい	眼瞼下垂、未熟児網膜症、先天白内障、外斜視
聴覚、平衡機能障がい	小耳症、高度難聴、慢性中耳炎
音声・言語・そしゃく	口蓋裂、唇顎裂、ピエールロバン症候群
機能障がい	
内臓機能障がい	(心臓) 心室中隔欠損症、動脈管開存症、ファロー四徴症 (腎臓) 慢性腎不全（腹膜透析、腎移植） (小腸) 腸回転異常症、小腸閉鎖症 (肝臓) 生体肝移植 (その他) ヒルシュスブルング病、漏斗胸、膀胱尿管逆流
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	

給付の範囲 ○診察 ○薬剤又は治療剤料の支給 ○医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術 他

財源内訳	国 1/2、県 1/4、市 1/4
平成27年度実績	給付延べ件数 199 件
	医療給付費 4,987,093 円

## (6) 地域生活支援事業

- 目的 障がい者（児）がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施し、もって障がい者（児）の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず市民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。
- 施行年月日 平成 18 年 10 月 1 日
- 事業内容
- ①相談支援事業  
障がい者や障がい児の保護者のさまざまな相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う。また、障がい者（児）に対する虐待の防止・早期発見のため、関係機関との連絡調整、権利擁護のために必要な援助を行う。
  - ②理解促進研修・啓発事業  
障がい者等の理解を深めるための研修や啓発を通じて地域住民へ働きかけ、社会的な障壁を除去し共生社会の実現を図ることを目的とし、研修・啓発事業を行う。
  - ③地域活動支援センター事業  
創作的な活動や生産活動、社会との交流促進など、さまざまな活動を行い、障がい者の地域生活を支援する。
  - ④意志疎通支援事業  
聴覚、音声機能、視覚その他の障がいのため意思の伝達に支援が必要な障がい者（児）に対して、手話通訳者等を派遣する事業などを行う。
  - ⑤日常生活用具等給付事業  
重度の障がい者（児）の自立した日常生活を支援するために、介護・訓練用支援用具、在宅療養等支援用具などの給付を行う。
  - ⑥移動支援事業  
障がい者（児）の社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出時の移動を支援する。
  - ⑦訪問入浴サービス事業  
自宅で入浴することが困難な重度の身体障がい者（児）を対象に、訪問により浴槽を提供し、入浴サービスを行う。
  - ⑧日中一時支援事業  
障がい者（児）の家族の就労支援及び障がい者（児）を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とし、障がい者（児）の日中における活動の場を確保する。
  - ⑨手話奉仕員養成研修事業  
聴覚障がい者のコミュニケーションの確保を図り、積極的な社会参加を促進するために、その支援を担う手話奉仕員を養成する。
  - ⑩社会参加促進事業
    - ・障がい者スポーツ大会開催事業
    - ・点字・声の市報発行事業

- ・自動車運転免許取得助成事業
  - ・自動車改造助成事業
- ⑪知的障がい者職親委託制度事業  
就職に必要な素地を与えるとともに雇用の促進と職場における定着を高めるため、知的障がい者を一定期間、職親に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行う。
- ⑫福祉ホーム事業  
住居を必要としている障がい者に、低額な料金で、居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行う。
- ⑬成年後見制度利用支援事業  
知的障がい者、精神障がい者で判断能力が十分でない方を保護し支援するための制度で、成年後見制度の申し立てに要する経費及び後見人等の報酬の助成を行う。
- 財源内訳 国1/2、県1/4、市1/4  
平成27年度実績 事業費 116,917,782円

#### (7) 障がい児通所支援事業

- 目 的 身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童又は精神に障がいのある児童に対し、児童福祉法に規定する障害児通所支援に関する事業を行うことにより、障がい児の福祉の増進を図ることを目的とする。
- 施行年月日 平成24年4月1日
- 事業内容
- ①児童発達支援  
未就学の障がい児を対象に、施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の便宜を供与する。
  - ②医療型児童発達支援  
上肢、下肢又は体幹の機能の障がいのある児童を対象に、医療型児童発達支援センターに通わせ、児童発達支援及び治療を行う。
  - ③放課後等デイサービス  
就学している障がい児を対象に、授業の終了後又は休業日に、施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与する。
  - ④保育所等訪問支援  
保育所その他の児童が集団生活を営む施設等に通う障がい児を対象に、その施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与する。
- 財源内訳 国1/2、県1/4、市1/4  
平成27年度実績 事業費 322,282,937円

#### (8) 重度心身障がい者（児）の医療費助成

- 目 的 重度心身障がい者の福祉の増進を図るため、医療費の一部を助成する。
- 重度心身障がい者 八代市においては、次に掲げる者をいう。
- ①身体障害者福祉法の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、その障がいの程度が身体障害者障害程度等級表の1級又は2級に該

	当するもの。
	②熊本県療育手帳交付要項により療育手帳の交付を受けた者で、その知的障がいの程度が最重度（A1）又は重度（A2）に該当するもの。
	③特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第1に該当するもの。
	④精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、その障がいの程度が障害等級1級に該当するもの。
受 給 資 格	上記に定める重度心身障がい者で、次の各号のすべてに該当し、市長が医療費助成対象者として認定したもの。 ①満3歳以上の者で、かつ、八代市内に居住し、住民登録をしている者又は障害者総合支援法の規定により八代市が支給決定を行うべきもの。 ②医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者。
支 給 の 内 容	①重度心身障がい者が受けた保険給付に係る一部負担金を病院、診療所、薬局、その他の医療機関に支払った本人又は保護者に対して、重度心身障がい者医療費助成金（以下「助成金」という）を次の区分により支給する。 ア 通院については、自己負担額から1,020円を引いた額 イ 入院については、自己負担額から2,040円を引いた額 ②次の各号に規定するものについては、助成金の対象としない。 ア 入院時食事費の標準負担額 イ 訪問看護利用料（介護保険対象分） ウ 老人保健施設の利用料 エ 差額ベッド料 オ 保険給付対象外の容器代等 カ 身体障がい者（児）の補装具の交付又は修理に係る徴収金 キ 自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院）、療養介護医療、及び障がい児施設医療以外の公費負担医療に係る自己負担金 [例] 結核一般患者の適正医療の給付（感染症法第37条の2）に係る5%の患者負担額など ③重度心身障がい者の属する世帯の前年の所得が、その人員の数に応じ定める額を超えるとき、その年の8月から翌年7月までは支給の対象としない。
財 源 内 訳	県1/2、市1/2
登 錄 者	3,696人（平成28年3月31日現在）
平成27年度実績	助成延べ件数 52,090件 助成金額 274,777,887円

#### （9）特別障害者手当等の支給

##### ①特別障害者手当

昭和61年4月から、障がい者の所得保障の確立を図るための障害基礎年金が創設されたことに伴い、従来の福祉手当制度を再編した「特別障害者手当」が創設され、障がいによる特別な負担の軽減が図られる。

支給対象	20歳以上であって日常生活において常時特別の介護を要するような在宅重度障がい者（所得制限有）
対象外	施設入所者、3カ月以上の入院者
手当額	平成28年4月現在：月額 26,830円

### ②障害児福祉手当

支給対象 20歳未満であって、精神又は身体に重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とするもの（所得制限有）

対象外 施設入所者

手当額 平成28年4月現在：月額 14,600円

### ③経過的福祉手当

支給対象 従来福祉手当受給者で障害基礎年金及び特別障害者手当を受給しないもの（新規認定なし）

手当額 平成28年4月現在：月額 14,600円

## （10）他の障がい者福祉

### 身体障害者福祉電話

設置 昭和50年6月24日

貸与対象者 八代市に3ヶ月以上居住し、現に電話を保有しない低所得世帯（原則として所得税非課税世帯）に属する外出困難な在宅の重度障がい者（身体障害者手帳1級又は2級）でコミュニケーション及び緊急連絡等の手段として福祉電話の必要があると認められるもの。

貸与期間 5年、現在設置台数7台（H28.3.31現在）

電話料金 使用者の自己負担

## （11）心身障害者施設

### ○八代市立希望の里たいよう（八代市高下西町1704）（※指定管理者制度導入・H20年6月1日～）

設置年月日 平成20年6月1日

設置目的 障がい者が働く意欲と能力を発揮し、地域で生きがいをもち、自立した社会生活が実現できるように支援する。

施設種別 障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス事業所

工 期 着工 平成19年7月13日 竣工 平成20年5月25日

工事費 624,000千円

敷地面積 6,733.44m<sup>2</sup>

建物面積 2,243.71m<sup>2</sup>

建物の構造 鉄骨造平屋建

施設内容 本体：玄関、ホール、パン工房たいよう、軽作業室、印刷室、デイルーム、会議室、コミュニティホール、静養室、相談室、事務室、更衣室、多目的トイレ

別棟：買物カゴ洗浄作業場、ポンプ室

定 員 77人

現 員 数 87人（H28.3.31現在）

事業内容 ア 就労移行支援事業

イ 就労継続支援B型事業

ウ 生活介護事業

生産活動 パン製造・販売、買物カゴ洗浄、印刷、軽作業、公園作業

運営 指定管理者 社会福祉法人 八代市社会福祉事業団

職員数 18.5人

## 5 国民年金

### (1) 加入状況

区分	年度	H23	H24	H25	H26	H27
被 保 險 者	第1号被保険者	(人)	21,381	20,733	19,934	18,856
	任意加入	(人)	277	234	210	193
	小計	(人)	21,658	20,967	20,144	19,049
	第3号被保険者	(人)	7,251	7,093	6,887	6,727
	合計	(人)	28,909	28,060	27,031	25,776

区分	年度	H23	H24	H25	H26	H27
被 保 險 者	法定免除	(人)	1,633	1,642	1,639	1,601
	申請免除	(人)	7,289	7,238	7,472	7,416
	合計	(人)	8,922	8,880	9,111	9,017
	免除率	(%)	41.7	42.8	45.7	47.8

### (2) 国民年金保険料

区分	年度	H23	H24	H25	H26	H27
定額保険料	(円)	15,020	14,980	15,040	15,250	15,590
付加保険料	(円)	400	400	400	400	400

### (3) 納付状況

区分	年度	H23	H24	H25	H26	H27
納付対象月数	(月)	165,925	144,170	136,400	135,764	119,086
納付月数	(月)	107,119	93,002	89,234	92,673	80,469
納付率	(%)	64.6	64.5	65.4	68.3	67.6

### (4) 適用状況

区分	年度	H23	H24	H25	H26	H27
学生	適用(人)	440	410	429	487	457
適用もれ者	適用(人)	732	798	858	671	484
20歳到達者	適用(人)	606	517	512	451	470
第2号被保険者からの移行者	適用(人)	2,245	2,358	2,268	2,186	2,232
外国からの転入	適用(人)	192	287	315	388	373
その他	適用(人)	637	637	780	514	573
合計	適用(人)	4,852	5,007	5,162	4,717	4,589

### (5) 保険料及び年金額

		改正後	改正前
保険料（平成28年4月改正）	定額保険料	16,260円	15,590円
	付加保険料	400円	400円
年金額（平成28年4月改正）	老齢基礎年金	780,100円	780,100円
	障害基礎年金 1級	975,125円	975,000円
	2級	780,100円	780,100円
	子の加算	224,500円	224,500円
	遺族基礎年金	780,100円	780,100円
	子の加算	224,500円	224,500円

## 6 その他の福祉

### (1) 八代市総合福祉センター（八代市西松江城町 2-17）

開 館	昭和 50 年 4 月 1 日																
設 置 目 的	社会福祉を増進し、市民の福祉の増進と生活の向上を図る。																
敷 地 面 積	1,851.51 m <sup>2</sup>																
工 期	着工 昭和 49 年 9 月 30 日 竣工 昭和 50 年 3 月 25 日																
建物の構造	鉄筋コンクリート 2 階建																
延 床 面 積	本館 855.36 m <sup>2</sup> (1・2 階とも 427.68 m <sup>2</sup> ) 別館 178.17 m <sup>2</sup> (西松江城老人憩いの家)																
施 設 内 容	本館 1 階 玄関、ホール、療育室、相談室、事務室、便所、多目的トイレ 機械室、倉庫 本館 2 階 相談室、会議室、遊戯室、便所、湯沸室、各種福祉団体事務室 別 館 玄関、浴室、脱衣室、機械室、便所、湯沸室																
工 事 費	125,370 千円																
財 源 内 訳	国庫補助金（工業再配置促進費補助金） 100,000 千円 一般財源 25,370 千円																
使 用 料																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>9 時～12 時</th> <th>13 時～17 時</th> <th>9 時～17 時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>遊 戯 室</td> <td>610 円</td> <td>820 円</td> <td>1,230 円</td> </tr> <tr> <td>講 習 室</td> <td>660 円</td> <td>920 円</td> <td>1,330 円</td> </tr> <tr> <td>会 議 室</td> <td>410 円</td> <td>610 円</td> <td>920 円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	9 時～12 時	13 時～17 時	9 時～17 時	遊 戯 室	610 円	820 円	1,230 円	講 習 室	660 円	920 円	1,330 円	会 議 室	410 円	610 円	920 円
区 分	9 時～12 時	13 時～17 時	9 時～17 時														
遊 戯 室	610 円	820 円	1,230 円														
講 習 室	660 円	920 円	1,330 円														
会 議 室	410 円	610 円	920 円														

### (2) 八代市坂本地域福祉センター（八代市坂本町荒瀬 1307）（※指定管理者制度導入・H18 年度～）

開 館	平成 8 年 3 月 1 日
敷 地 面 積	12,964 m <sup>2</sup>
工 期	着工 平成 6 年 6 月 22 日 竣工 平成 8 年 2 月 26 日
建物の構造	鉄筋コンクリート造平屋建
延 床 面 積	センター 1,298.66 m <sup>2</sup> 車庫 61.5 m <sup>2</sup>
施 設 内 容	玄関、事務室(社協)、ロビー、談話コーナー、ステージ、食堂、厨房、休憩室、保健室、相談室、ボランティア室、湯沸室、機能回復訓練室、日常生活訓練室、浴室、脱衣室、作業室特殊浴室、洗濯室、研修室、会議室、便所(7 カ所)、身障者便所(2 カ所)、倉庫(5 カ所)、作業室、外部機械室
工 事 費	562,319 千円
財 源 内 訳	国庫負担金 123,755 千円 県補助金 61,879 千円 地 方 債 290,800 千円 一般財源 85,885 千円
事 業	<ul style="list-style-type: none"> <li>①介護保険法に規定する通所介護に関する事</li> <li>②介護保険法に規定する第 1 号通所事業に関する事</li> <li>③地域の福祉向上を図るために必要な人材の育成などの研修事業</li> <li>④生活上の心配ごと等について助言等を与える相談事業</li> <li>⑤健康増進に関する事業</li> <li>⑥地域福祉活動支援事業</li> <li>⑦幼児児童健全育成事業</li> <li>⑧その他市長が必要と認める事業</li> </ul>
使 用 料	

区 分	料 金
入 浴 料	1 回につき 100 円
訓 練 機 器	1 回につき 100 円
施設使用料	会議室・研修室等 1 団体の 1 時間につき 250 円

(3) 八代市千丁地域福祉センター（八代市千丁町新牟田 1433、1434）  
 (※指定管理者制度導入・H18 年度～)

開 館 平成 8 年 4 月 1 日  
 敷 地 面 積 4,409 m<sup>2</sup> (千丁地域総合福祉・文化センター全体)  
 工 期 着工 平成 6 年 10 月 13 日 竣工 平成 8 年 2 月 23 日  
 建物の構造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 3 階建  
 延 床 面 積 2183.946 m<sup>2</sup> (一部共有部分を含む)  
 施 設 内 容 浴室、休憩室、1 階大広間 (つばめ)、2 階和室 (もくせい、きく)、展示ギャラリー、ホール、機械室、事務室等  
 工 事 費 2,451,192 千円  
 財 源 内 訳 地 方 債 1,727,400 千円  
     基 金 611,110 千円  
     一 般 財 源 112,682 千円  
 事 業 ①福祉活動の推進に関すること  
     ②健康保持増進に関すること  
     ③介護保険法に規定する通所介護に関すること  
     ④介護保険法に規定する第 1 号通所事業に関すること  
     ⑤前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項に関すること

使 用 料

区 分		入館料	回数券 (12 枚)
大人	中学生以上	400 円	4,000 円
	65 歳以上及び障がい者等	300 円	3,000 円
子供	4 歳以上小学生以下	300 円	3,000 円
	3 歳以下		無料

(4) 八代市鏡地域福祉センター（八代市鏡町鏡村 720）(※指定管理者制度導入・H18 年度～)

開 館 平成 4 年 3 月 27 日  
 敷 地 面 積 5,713.3 m<sup>2</sup> (鏡老人デイ・サービスセンターと共有)  
 工 期 着工 平成 3 年 10 月 26 日 竣工 平成 4 年 3 月 10 日  
 建物の構造 鉄骨造平屋建 (一部コンクリートブロック補強造)  
 延 床 面 積 699.50 m<sup>2</sup> (鏡老人デイ・サービスセンター分を含む)  
 施 設 内 容 玄関、ホール、事務室、浴室 (男)、浴室 (女)、集会室、休憩室、ステージ、娯楽室、静養室、相談室 A、相談室 B、機械室、倉庫  
 工 事 費 111,001 千円  
 財 源 内 訳 国庫補助金 48,173 千円 地 方 債 61,600 千円 } 鏡老人デイ・サービス  
     一 般 財 源 1,228 千円 } センター分を含む  
 事 業 ①老人の生活、住居、身上等に関する相談及び指導援助  
     ②老人の生業及び就労等の指導  
     ③老人の後退機能の回復訓練  
     ④老人の教養の向上及びレクリエーション等のための事業並びに必要な便宜の提供  
     ⑤前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

使 用 料

区 分	使用料	
市 内	1 日	100 円
市 外	1 日	200 円

(5) 八代市鏡老人デイ・サービスセンター(八代市鏡町鏡村720)(※指定管理者制度導入・H18年度~)

開館	平成4年3月27日
敷地面積	5,713.3 m <sup>2</sup> (鏡地域福祉センターと共有)
工期	着工 平成3年10月26日 竣工 平成4年3月10日
建物の構造	鉄骨造平屋建 (一部コンクリートブロック補強造)
延床面積	699.50 m <sup>2</sup> (鏡地域福祉センター分を含む)
施設内容	機能訓練室、娯楽室、浴室(男)、浴室(女)、調理室、静養室、相談室A
工事費	111,001千円
財源内訳	国庫補助金 48,173千円 地方債 61,600千円 一般財源 1,228千円
事業	①介護保険法に規定する通所介護に関すること ②介護保険法に規定する第1号通所事業に関すること
使用料	介護保険法等に定める額

(6) 八代市東陽地域福祉保健センター（八代市東陽町南 1075）（※指定管理者制度導入・H21年度～）

開 館	平成 7 年 12 月 1 日
敷 地 面 積	3,401.92 m <sup>2</sup>
工 期	着工 平成 7 年 1 月 25 日 竣工 平成 7 年 11 月 10 日
建物の構造	鉄筋コンクリート造 3 階建
延 床 面 積	1846.47 m <sup>2</sup>
施 設 内 容	浴室、特別浴室、調理室、書庫、倉庫、ボランティアルーム、研修室、機械室、事務室等
工 事 費	543,396 千円
財 源 内 訳	国・県補助金 234,018 千円 地 方 債 265,100 千円 一 般 財 源 44,278 千円
事 業	①福祉活動の推進に関すること ②健康保持増進に関すること ③介護保険法に規定する通所介護に関すること ④介護保険法に規定する第 1 号通所事業に関するこ ⑤前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項に関するこ

## 使 用 料

区分	9時から12時まで	13時から17時まで	9時から17時まで	冷暖房使用料 (1時間当たり)
集団検診室	860円	1,180円	1,610円	200円
研修室	430円	530円	860円	100円
調理実習室	960円	1,290円	1,720円	100円
健康相談室	430円	530円	860円	100円
母子指導室	430円	530円	860円	100円
相談室	210円	310円	430円	100円
陶芸窯				310円(1時間当たり)

(7) 八代市泉地域福祉センター（八代市泉町下岳 2974）（※指定管理者制度導入・H18 年度～）

開 館	平成 6 年 4 月 1 日
敷 地 面 積	10519.73 m <sup>2</sup> (泉憩いの家と共有)
工 期	着工 平成 5 年 8 月 2 日 竣工 平成 6 年 1 月 31 日
(工期増築分)	着工 平成 16 年 10 月 5 日 竣工 平成 17 年 3 月 10 日
建物の構造	鉄筋コンクリート造平屋建
延 床 面 積	1551.28 m <sup>2</sup>
施 設 内 容	デイサービス部門 事務室、相談室及び介護教室、日常動作訓練室、老人休憩室、食堂、厨房、 玄関廊下、特浴室、大浴場、小浴場、機械室、更衣室、倉庫、便所
居住部門	居室、生活援助員室、洗濯室、談話コーナー、玄関廊下
ヘルパーステーション他	ヘルパーステーション、事務室、相談室、展示室、玄関廊下
工 事 費	440,298 千円
財 源 内 訳	国庫支出金 43,460 千円 県支出金 21,730 千円 地 方 債 224,500 千円 基 金 等 142,000 千円 一 般 財 源 8,608 千円
增築工事費	29,591 千円
増築財源内訳	県補助金 19,892 千円 地 方 債 9,100 千円 一 般 財 源 599 千円
事 業	①介護保険法に規定する通所介護に関すること ②介護保険法に規定する第 1 号通所事業に関すること ③居住部門事業に関すること ④一般入浴事業に関すること

使 用 料

区 分		金 額
浴 場	市内	大人（中学生以上） 100 円
		子供（小学生以下） 50 円
	市外	大人（中学生以上） 200 円
		子供（小学生以下） 100 円
居住設備	基本使用料 (1 月当たり)	1 人部屋 1,500 円
		2 人部屋 3,000 円
	収入区分別使用料 (利用者 1 人につき 1 月ごとに基本使用 料に加算)	1,200,000 円以下 0 円
		1,200,001 円以上 4,000 円
		1,300,000 円以下
		1,300,001 円以上 7,000 円
		1,400,000 円以下 10,000 円
		1,500,000 円以下
		1,500,001 円以上 13,000 円
		1,600,000 円以下
		1,600,001 円以上 16,000 円
		1,700,000 円以下
		1,700,001 円以上 19,000 円
		1,800,000 円以下
		1,800,001 円以上 22,000 円
		1,900,000 円以下
		1,900,001 円以上 25,000 円
		2,000,000 円以下
		2,000,001 円以上 30,000 円

(8) 八代市柿迫生きがいセンター (八代市泉町柿迫 5157-2) (※指定管理者制度導入・H18 年度～)

開 館	平成 15 年 4 月 1 日
敷 地 面 積	1291.30 m <sup>2</sup>
工 期	着工 平成 14 年 10 月 9 日 竣工 平成 15 年 3 月 4 日
建物の構造	鉄筋コンクリート造平屋建
延 床 面 積	267.35 m <sup>2</sup>
施 設 内 容	世代間交流室、浴室、サウナ、脱衣室、食堂、調理室、ボイラー室、食品庫、休憩室、集会室、健康増進室、便所、廊下
工 事 費	40,804 千円
財 源 内 訳	国庫支出金 26,101 千円 地 方 債 12,900 千円 一 般 財 源 1,803 千円
事 業	①市民の福祉保健活動の推進に関すること ②市民の健康管理及び健康保持増進に関すること ③高齢者の福祉保健の増進に関すること ④障害者（障害のある児童を含む。以下同じ。）の福祉の増進に関すること ⑤母子、父子及び寡婦並びに児童の福祉の増進に関すること ⑥前各号に定めるもののほか、市民の福祉保健の増進及び社会参加の促進のために必要と認める事項に関すること

使 用 料

区 分	項目	細項目	料 金	備 考
施設利用料 (団体のみ)	65 歳以上 (障害者を含む)		無 料	市外者の 使用料は 2倍とする
	一 般	10 人未満	1 人当たり 100 円	
		10 人以上	1,000 円	
入浴利用料	65 歳以上 (障害者を含む)	送迎付き	200 円	
	送迎なし	100 円		
	一 般 (中学生以上 65 歳未満)		200 円	

(9) 八代市泉憩いの家 (八代市泉町下岳 2974) (※指定管理者制度導入・H18 年度～)

開 館	平成 6 年 4 月 1 日
敷 地 面 積	10519.73 m <sup>2</sup> (泉地域福祉センターと共有)
工 期	着工 平成 5 年 8 月 2 日 竣工 平成 6 年 1 月 31 日
建物の構造	鉄筋コンクリート造平屋建
延 床 面 積	215.99 m <sup>2</sup>
施 設 内 容	和室、ステージ、広縁、給湯室、控え室、倉庫、玄関、廊下、便所
工 事 費	440,298 千円
財 源 内 訳	国庫支出金 43,460 千円 県 支 出 金 21,730 千円 地 方 債 224,500 千円 基 金 等 142,000 千円 一 般 財 源 8,608 千円 } 泉地域福祉センター分を含む
事 業	①各種集会に場所を提供すること ②身上、健康等の各種相談に応ずること ③講演会、研究会等を開催し、教養の向上に努めること ④娯楽、レクリエーションを行うこと
使 用 料	無料

(10) 八代市五家荘憩いの家 (八代市泉町椎原又 1-1)

開 館	平成 12 年 4 月 1 日
敷 地 面 積	3717.34 m <sup>2</sup> (五家荘デイサービスセンターと共有)
工 期	着工 平成 11 年 6 月 19 日 竣工 平成 11 年 9 月 30 日
建物の構造	軽量鉄骨造平屋建鉄板葺
延 床 面 積	308.05 m <sup>2</sup>

施設内容	給湯室、和室、技術室、事務室、更衣室、倉庫、便所、玄関、廊下
工事費	35,968千円
財源内訳	県補助金 14,630千円 地方債 16,400千円 一般財源 4,938千円
事業	①各種集会に場所を提供すること ②身上、健康等の各種相談に応ずること ③講演会、研究会等を開催し、教養の向上に努めること ④娯楽、レクリエーションを行うこと
使用料	無料

(11) 八代市五家荘デイサービスセンター (八代市泉町椎原又 1-1)  
(※指定管理者制度導入・H19年度～)

開館	平成12年4月1日
敷地面積	3717.34m <sup>2</sup> (五家荘憩いの家と共有)
工期	着工 平成10年8月8日 竣工 平成11年2月15日
建物の構造	鉄骨造平屋建
延床面積	286.37m <sup>2</sup> (保育所と併設。保育所部分除く。)
施設内容	事務室、教室、相談室、訓練室、食堂、休憩室、厨房、脱衣室、浴室、機械ボイラー室、倉庫、備品庫、更衣室、便所、保育室、遊戯室、玄関、廊下
工事費	149,610千円
財源内訳	県補助金 28,970千円 地方債 53,500千円 基金等 20,000千円 一般財源 47,140千円
事業	①介護保険法に規定する通所介護に関すること ②介護保険法に規定する第1号通所事業に関すること
使用料	介護保険法等に定める額

## 7 健康福祉施設

(1) 八代市保健センター (八代市高下西町 1726-5)

工期	着工 平成2年6月25日 竣工 平成3年3月28日
敷地面積	6,087.06m <sup>2</sup>
建物	鉄筋コンクリート2階建 845.55m <sup>2</sup>
延床面積	1,344.14m <sup>2</sup>
主な施設	1階 (事務室、集団検診室(大・小)、歯科指導室、会議室、健康相談室) 2階 (栄養指導室、保健指導室(和室)、保健指導室(大・小))
総工費	612,974千円 内訳:工事費 453,834千円 土地購入費 122,364千円 等

(2) 八代市鏡保健センター (八代市鏡町大字内田 453-1)

工期	着工 平成6年7月20日 竣工 平成7年3月17日
敷地面積	11,826.755m <sup>2</sup>
建物	鉄筋コンクリート造2階建・一部鉄骨造 建築面積 587.755m <sup>2</sup>
延べ床面積	1,066.293m <sup>2</sup>
主な施設	1階 (事務室、集団検診室、栄養指導室、保健指導室(和室)) 2階 (多目的ホール、研修室(大)、研修室(中))
総工費	(全体) 315,881千円 (内訳) 新築工事費 301,790千円 付帯工事費 3,605千円 設計委託費 5,336千円 (H5年度実施) 工事・監理委託費 5,150千円

※(1)八代市保健センター及び(2)八代市鏡保健センターの事業内容とH27年度実績については227ページ別表1参照

※千丁地域福祉保健センター及び東陽地域福祉保健センターについては、222ページ及び223ページ参照

別表1

事業名	事業内容		利用人数(実施数)
1. 高齢者医療確保法に基づく保健事業	※健康診査	特定健康診査	8,632人
		高齢者健診	1,295人
		特定保健指導事業	761人
2. 健康増進事業	※健康診査	基本健診	22人
		肺がん検診	7,716人
		大腸がん検診	8,099人
		胃がん検診	4,253人
		腹部超音波検診	7,349人
		乳がん検診	4,537人
		子宮がん検診	5,313人
		前立腺がん検診	202人
		歯周疾患検診	380人
		肝炎ウイルス検診(個別勧奨)	2,929人
3. 生活習慣病予防健診事業(ヤング健診)	健康教育	集団健康教育	1,128人(34回)
		個別健康教育	0人
	健康相談	重点健康相談	1,498人(97回)
		総合健康相談	3,037人(223回)
		健康手帳の交付	356人
		訪問指導	88人
		39歳以下及び65歳以上の教育・相談・訪問	延5,548人
4. 食生活改善推進事業			425人
			7,473人(1,068回)
			7,716人
5. 結核検診事業			589人(241回)
6. 精神保健事業(相談・訪問・講演会)	7. 歯科保健事業	心身障害児歯科検診	44人(2回)
		歯の祭典	1,893人(1回)
		2歳児歯科健診	894人(29回)
		フッ化物洗口実施園	14園
		フッ化物洗口実施小中学校	42校
	8. 母子保健事業	4ヶ月児健診	982人(43回)
		7ヶ月児健診	1,014人(41回)
		1歳6ヶ月児健診	1,020人(40回)
		3歳児健診	1,057人(40回)
		妊婦健康診査	1,532人(延11,991件)
9. 予防接種事業	定期予防接種	母子手帳交付	967人
		精神発達相談	170組(30回)
		赤ちゃん広場	186組(15回)
		両親学級	154組(12回)
		離乳食教室	164組(14回)
		個別相談	4,897人
		訪問指導	3,429人
		三種混合	3人
		四種混合	4,039人
		二種混合	747人
		不活化ポリオ	344人
		日本脳炎	3,650人
		麻しん・風しん・MR	2,023人
		B C G	976人
		水痘	1,882人
10. 不妊治療費助成事業		子宮頸がん	5人
		ヒブ	3,925人
		小児用肺炎球菌	3,950人
		インフルエンザ	21,587人
		高齢者の肺炎球菌	3,838人
			53人(延78件)

※「1. 高齢者医療確保法に基づく保健事業」、「2. 健康増進事業」の「健康診査」は複合健診・巡回健診・医療機関健診で実施。

## 8 医療機関

### (1) 経営別医療機関

(平成28年4月1日現在)

	公営・公的	法人	個人	計	病床数(床)
病院	3	9	0	12	(内訳) 精神 786 結核 30 感染症 4 療養 517 その他 1,017
医院(診療所)	3	82	39	124	487
歯科医院(診療所)	1	19	49	69	0
計	7	110	88	205	

### (2) 診療科別医療機関

診療科別医療機関	内科	心療内科	精神科	神経科	神経内科	呼吸器科	消化器科
機関数	98	4	9	2	7	18	15
診療科別医療機関	胃腸科	循環器科	アレルギー科	リウマチ科	小児科	外科	整形外科
機関数	26	20	6	7	21	30	23
診療科別医療機関	形成外科	美容外科	脳神経外科	呼吸器外科	心臓血管外科	小児外科	性病科
機関数	3	0	5	1	2	0	0
診療科別医療機関	こう門科	皮膚泌尿器科	皮膚科	泌尿器科	産婦人科	産科	婦人科
機関数	5	0	13	7	5	3	3
診療科別医療機関	眼科	耳鼻いんこう科	気管食道科	リハビリテーション科	放射線科	歯科	矯正歯科
機関数	9	7	5	22	15	68	21
診療科別医療機関	小児歯科	歯口腔外科	麻酔科		総計		
機関数	35	16	6		537		

### (3) 救急告示医療機関

種別	総数	外科	内科
病院	3	3	3
診療所	3	1	3
計	6	4	6

#### (4) 一次救急医療

##### ① 休日在宅医

診療内容 外科、内科・小児科

診療時間 日曜日・祝祭日、午前9時～午後5時

(5月3日～5月5日、12月31日～1月3日含む)

委託料 6,715千円

##### ② 夜間急患センター

八代市夜間急患センター（八代市医師会立病院内）

診療内容 総合診療、小児科

診療時間 月曜日～土曜日、午後7時～午後10時

(祝祭日、五月連休及び年末年始除く。小児科は日曜・祝祭日も診療。)

委託料 9,987千円

#### (5) 二次救急医療

##### 病院群輪番制病院

熊本総合病院、熊本労災病院、

八代郡医師会立病院、八代市立病院

補助金 7,780円×432日×3機関+7,780円×324日×1機関=12,600千円

年末年始（12月31日～1月3日）

補助金 1,852千円（熊本総合病院、熊本労災病院）

#### (6) 救急歯科診療

##### ① 休日救急歯科診療

八代歯科医師会口腔保健センター

診療時間 日曜日・祝祭日、午前10時～午後4時

補助金 581千円

##### ② 五月連休・年末年始救急歯科診療

八代歯科医師会口腔保健センター

診療時間 5月3日～5月6日、午前10時～午後4時

12月31日～1月3日、午前10時～午後4時

委託料 50千円×8日×1.08=432千円

##### ③ 八代歯科医師会口腔保健センター整備事業

歯科ユニット更新

補助金 1,513千円

## 9 国民健康保険事業

事業開始 昭和29年1月1日（一部実施）  
 昭和31年8月1日（全面実施）  
 被保険者数 37,996人（平成28年3月末日現在）  
 加入世帯数 21,674世帯（〃）

### （1）保険給付

#### ①給付割合

H28.4.1現在

種別	年齢等の区分	割合
一般	義務教育就学前	8割
	就学後～69歳	7割
	70歳以上	8割※
	70歳以上(現役並み所得者)	7割
退職	本人	7割
	被扶養者	7割

※被保険者の自己負担は2割（但し、誕生日がS19年4月1日以前の方は、特例措置により1割）

#### ②高額療養費

ア 70歳未満の場合、同じ月内に、同じ医療機関（入院・外来は別計算）で支払った自己負担額が下表の自己負担限度額を超えた場合、その超えた額を支給。

区分(所得・課税)	自己負担限度額
年間所得901万円超	252,600円 + (かかった医療費 - 842,000円) × 1% [140,100円] ※
年間所得600万円超	167,400円 + (かかった医療費 - 558,000円) × 1% [ 93,000円] ※
年間所得210万円超	80,100円 + (かかった医療費 - 267,000円) × 1% [ 44,400円] ※
年間所得210万円以下	57,600円 [ 44,400円] ※
住民税非課税世帯	35,400円 [ 24,600円] ※

※〔〕内は過去12カ月以内に4回以上高額療養費の支給があった場合の、4回目以降の限度額。

イ 70歳以上の場合、外来の自己負担限度額を個人単位で適用した後、入院も含めた自己負担限度額を世帯単位で適用する。同じ月内に、同じ医療機関で支払った自己負担額が下表の自己負担限度額を超えた場合、その超えた額を支給。

区分	外来の限度額	入院及び世帯の限度額
現役並み所得者	44,400円	80,100円 + (かかった医療費 - 267,000円) × 1% [44,400円] ※1
一般	12,000円	44,400円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

※1〔〕内は過去12カ月以内に4回以上高額療養費の支給があった場合の、4回目以降の限度額。

#### ウ 世帯合算

70歳未満の場合、1つの世帯で、同じ月内に、個人毎、医療機関毎、入院・外来毎に、合計した医療費の自己負担額が21,000円以上のものを合算して、合計で、アの自己負担限度額を超えた額を支給。

70歳以上の場合、1つの世帯で、同じ月内に、すべての医療費の自己負担額を合算し、イの自己負担限度額を超えた額を支給。（70歳未満のように21,000円以上という合算対象額はない）

#### エ 特定疾病の長期療養

血友病、人工透析の必要な慢性腎不全及び後天性免疫不全症候群の場合、一カ月10,000円（70歳未満の人工透析が必要な上位所得者は20,000円）を自己負担すると、超える額は国保より医療機関へ支払われる。

#### ③高額医療・高額介護合算制度（平成20年4月1日から）

「高額療養費（医療保険）」と「高額介護サービス費（介護保険）」の自己負担額の1年間の支払いが下記の算定基準額に500円を加えた額を上回る場合、超えた額を支給。

算定基準額：毎年8月1日～翌年7月31日までの12カ月

〈H27.8～H28.7〉

所得区分	70歳～74歳
現役並み所得者	67万円
一 般	56万円
低 所 得 者 II	31万円
低 所 得 者 I	19万円

所得区分	70歳未満
年間所得901万円超	212万円
年間所得600万円超	141万円
年間所得210万円超	67万円
年間所得210万円以下	60万円
住民税非課税世帯	34万円

④その他

ア 出産育児一時金の支給 出産時1人につき404,000円(420,000円)

※産科医療補償制度に加入する医療機関等において出産した場合は42万円の支給

イ 埋葬費の支給 死亡1人につき 30,000円

(2) 保険税

①基礎課税

所 得 割	所得割率 9.5/100
均 等 割	被保険者1人につき 24,800円
平 等 割	1世帯につき 19,200円
そ の 他	課税限度額 510,000円

②後期高齢者支援金 (等) 課税

所 得 割	所得割率 2.4/100
均 等 割	被保険者1人につき 6,200円
平 等 割	1世帯につき 4,800円
そ の 他	課税限度額 160,000円

③介護納付金課税 (40歳以上65歳未満の介護保険第2号被保険者)

所 得 割	所得割率 1.9/100
均 等 割	被保険者1人につき 8,000円
平 等 割	1世帯につき 5,700円
そ の 他	課税限度額 140,000円

(3) 医療費の推移 (実績)

年 度		H22	H23	H24	H25	H26
一般	被 保 険 者 数 (人)	41,832	40,603	39,728	39,193	38,491
	医 療 費 総 額 (千円)	13,517,090	13,448,809	13,311,273	13,691,551	13,912,545
	医 療 費 一 人 当 た り の 額 (円)	323,128	331,227	335,060	349,337	361,449
	受 診 率 (%)	1,513	1,563	1,591	1,613	1,663
	高 額 療 養 費 額 支 給 (千円)	1,256,111	1,267,729	1,304,386	1,336,695	1,388,223
老人	対 象 者 (人)	—	—	—	—	—
	医 療 費 総 額 (千円)	277	0	0	0	0
	医 療 費 一 人 当 た り の 額 (円)	—	—	—	—	—
	受 診 率 (%)	—	—	—	—	—
	老 人 保 健 拠 出 金 (千円)	16,901	2,726	104	91	86
退職者	被 保 険 者 数 (人)	1,606	2,067	2,154	1,902	1,574
	医 療 費 総 額 (千円)	740,366	890,343	889,326	844,502	644,663
	医 療 費 一 人 当 た り の 額 (円)	461,000	430,742	412,872	444,007	409,570
	受 診 率 (%)	2,357	2,119	2,012	2,279	1,989
	高 額 療 養 費 額 支 給 (千円)	71,036	87,316	88,118	92,975	68,098

## (4) 事業運営年度推移(実績)

(金額単位:財政状況・千円、その他・円)

年 度		H22	H23	H24	H25	H26
項 目						
被保険者数(人)		43,438	42,670	41,882	41,095	40,065
加入世帯数(世帯)		22,882	22,812	22,651	22,448	22,228
加入率	対人口比(%)	32.36	31.97	31.44	30.85	30.45
	対世帯比(%)	43.93	43.54	42.56	42.18	41.05
賦課税	基礎	所得割	9.5/100	9.5/100	9.5/100	9.5/100
		均等割	24,800	24,800	24,800	24,800
		平等割	19,200	19,200	19,200	19,200
	後期	所得割	2.4/100	2.4/100	2.4/100	2.4/100
		均等割	6,200	6,200	6,200	6,200
		平等割	4,800	4,800	4,800	4,800
	介護	所得割	1.9/100	1.9/100	1.9/100	1.9/100
		均等割	8,000	8,000	8,000	8,000
		平等割	5,700	5,700	5,700	5,700
	一人当たりの調定額 (現年度分)		81,535	84,031	85,541	87,179
	一世帯当たりの調定額 (現年度分)		154,782	157,181	158,167	159,597
	課税総数(人)		45,818	44,564	44,009	40,689
課税限度額	基礎	500,000	基礎	510,000	基礎	510,000
	後期	130,000	後期	140,000	後期	140,000
	介護	100,000	介護	120,000	介護	120,000
	課税限度額を超える世帯		845	981	1,031	1,040
課税軽減世帯		14,135	14,113	14,061	12,786	15,416
財政状況	保険税	(3,280,583)	(3,340,395)	(3,339,205)	(3,248,276)	(3,134,406)
		3,443,376	3,492,909	3,474,293	3,356,565	3,232,870
	国庫支出金	5,374,683	5,724,054	5,266,844	5,418,017	5,386,485
	県支出金	790,147	858,711	1,071,999	1,065,138	1,110,321
	療養給付費交付金	515,874	752,566	1,067,866	927,714	778,621
	前期高齢者交付金	3,248,183	3,013,762	3,407,549	3,445,454	3,228,747
	共同事業交付金	2,490,992	2,541,292	2,489,053	2,365,969	2,611,303
	一般会計繰入金	1,184,938	1,153,459	1,155,185	1,089,008	1,154,422
	基金繰入金	0	0	0	440,000	880,000
	繰越金	525,087	283,297	170,031	158,993	80,354
	その他の収入	41,619	53,004	43,698	27,852	24,960
	歳入合計	17,614,899	17,873,054	18,146,518	18,294,710	18,488,083
歳出	総務費		242,666	211,108	210,398	178,769
	保険給付費	療養諸費	10,354,290	10,419,792	10,327,726	10,562,653
		審査支払手数料	35,849	36,190	35,695	35,498
	歳出	高額療養費	1,328,156	1,357,565	1,394,563	1,431,323
		出産育児一時金	78,938	84,092	74,876	74,805
	歳出	葬祭費	6,030	6,240	6,720	6,780
		小計	11,803,263	11,903,879	11,839,580	12,111,059
	後期高齢者支援金	1,707,133	1,902,941	2,090,289	2,145,898	2,123,173
	前期高齢者納付金	2,998	5,646	2,167	2,154	1,644
	老人保健拠出金	16,901	2,726	104	92	86
	介護納付金	827,998	894,387	959,105	984,795	989,775
	共同事業拠出金	2,514,985	2,464,435	2,436,340	2,440,312	2,584,843
	保健事業費	141,253	135,544	132,770	131,681	134,272
	基金等積立金	0	0	0	0	3,434
	その他の支出	74,405	182,357	316,772	219,596	282,299
	歳出合計	17,331,602	17,703,023	17,987,525	18,214,356	18,479,955

※税額中( )内の額は現年課税分で、下段の額の再掲。